

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年3月14日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース 香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース 香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース 香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース 香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース 香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース （総称を「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」とします。）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年3月15日から平成28年12月16日まで） 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で60兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「資源国通貨コース」、「香港ドルコース」、「日本円コース」という場合があります。

（注3）上記の総称を「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で60兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

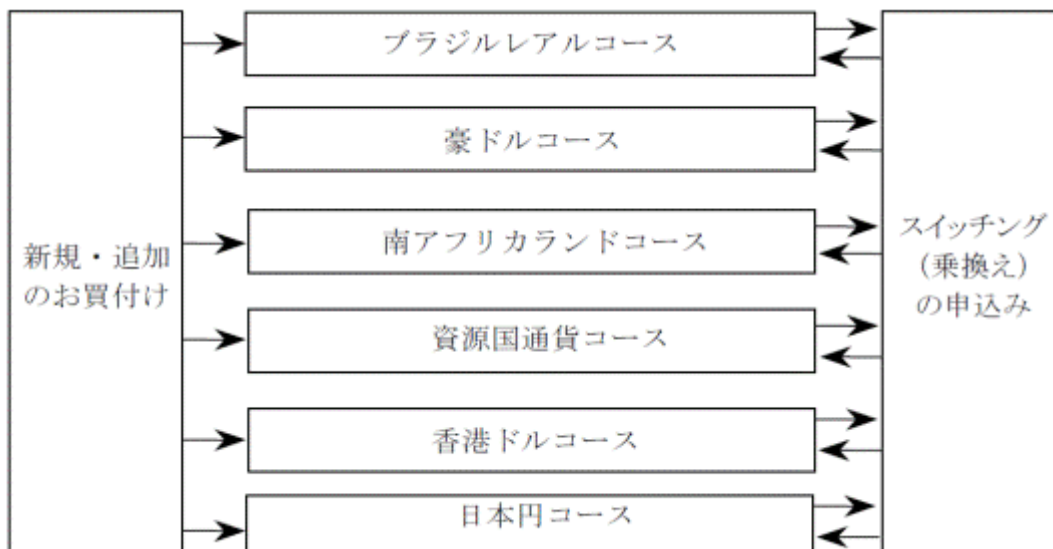
販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ・販売会社によっては、取扱いコースが異なる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いがない場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

（「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成28年3月15日から平成28年12月16日まで（継続申込期間）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「資源国通貨コース」、「香港ドルコース」、「日本円コース」の取扱いコースが異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込み（スイッチング（乗換え））にかかるものを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

イ．香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までには受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。
（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「海外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年12回(毎月)」...目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

商品分類表

- 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)豪ドルコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)資源国通貨コース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)香港ドルコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)日本円コース〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

- 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)豪ドルコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)資源国通貨コース〉
 〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)香港ドルコース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ()		中南米		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)日本円コース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	日々	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1. 香港証券取引所上場の株式に投資します。

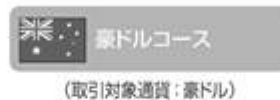
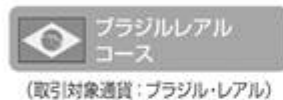
◆株式への投資にあたっては、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えることをめざします。

・香港ハンセン指数は、香港市場の代表的な株価指数です。

2. 為替取引を行ないます。

※ただし、「香港ドルコース」では為替取引を行ないません。

◆通貨が異なる6つのコースがあります。



◆為替取引を行ないますので、取引対象通貨の為替変動による為替差益または差損が発生します。

※為替取引とは、原資産の通貨（香港ドル）を別の通貨に変換する取引をいいます。

- ・「香港ドルコース」では、香港ドルの為替変動による為替差益または差損が発生します。
- ・「日本円コース」では、「香港ドル売り/日本円買い」の為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

◆為替取引を行ないますので、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）または為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。

◆6つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

(注) 販売会社によっては取扱いコースが異なる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いがない場合があります。
くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

3. 毎月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

1

香港証券取引所上場の株式に投資します。

◆株式への投資にあたっては、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えることをめざします。

- 主として、香港ハンセン指数を構成する株式に投資し、指数の値動きを概ね捉えることをめざして運用を行ないます。
※資金の流出入や売買コスト・タイミング等により、指数の値動きから大きく乖離する場合があります。
- 効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- 株式（株価指数先物取引等を含みます。）の組入比率は通常の状態では高位に維持することを基本とします。

香港ハンセン指数について（平成27年12月末現在）

- 香港ハンセン指数は、香港市場の代表的な株価指数です。
- 香港証券取引所の主要50銘柄を浮動株に基づく時価総額加重平均で算出し、香港市場の時価総額の55.6%をカバーしています。

〈株式の種類別構成比率〉



（注1）時価総額ベース。

（注2）比率の合計は四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

（出所）ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッド

香港証券取引所上場の株式の種類

株式の種類	取引通貨	特 色
H株	香港ドル	中国本土で設立され、香港に上場している企業（主に国有企業）
レッドチップ		中国本土以外（香港等）で設立され、中国本土の中央あるいは地方政府が経営に参画している企業
その他の香港株		H株、レッドチップ以外の企業

2 為替取引を行ないます。

※ただし、「香港ドルコース」では為替取引を行ないません。

◆為替取引を行ないますので、取引対象通貨の為替変動による為替差益または差損が発生します。

※為替取引とは、原資産の通貨（香港ドル）を別の通貨に変換する取引をいいます。

- ・「香港ドルコース」では、香港ドルの為替変動による為替差益または差損が発生します。
- ・「日本円コース」では、「香港ドル売り/日本円買い」の為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

◆為替取引を行ないますので、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）または為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。

各通貨コースの為替取引と為替差益または差損について

コース名 (取引対象通貨)	為替取引	為替差益または差損
 ブラジルリアルコース (ブラジル・リアル)	香港ドル建資産について 香港ドル売り/ブラジル・リアル買い	ブラジル・リアル/円の為替変動による為替差益または差損が発生
 豪ドルコース (豪ドル)	香港ドル建資産について 香港ドル売り/豪ドル買い	豪ドル/円の為替変動による為替差益または差損が発生
 南アフリカランドコース (南アフリカ・ランド)	香港ドル建資産について 香港ドル売り/南アフリカ・ランド買い	南アフリカ・ランド/円の為替変動による為替差益または差損が発生
 資源国通貨コース (資源国通貨)	香港ドル建資産について 香港ドル売り/資源国通貨買い ^(注1)	資源国通貨/円の為替変動による為替差益または差損が発生
 香港ドルコース (なし)	なし	香港ドル/円の為替変動による為替差益または差損が発生
 日本円コース (日本円)	香港ドル建資産について 香港ドル売り/日本円買い	なし ^(注2)

(注1)「資源国通貨コース」では、ブラジル・リアル、豪ドル、南アフリカ・ランドに対して3分の1程度ずつ為替取引を行ないます。

(注2)「日本円コース」では、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

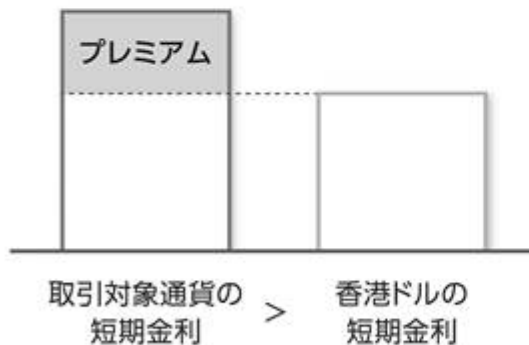
為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について

- 取引対象通貨の短期金利が、香港ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- 取引対象通貨の短期金利が、香港ドルの短期金利よりも低い場合、「コスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

$$\text{プレミアム／コスト (金利差相当分の収益／費用)} = \text{取引対象通貨の短期金利} - \text{香港ドルの短期金利}$$

◆ブラジル・リアル ◆豪ドル
 ◆南アフリカ・ランド ◆資源国通貨 ◆日本円

●プレミアムが期待できるケース



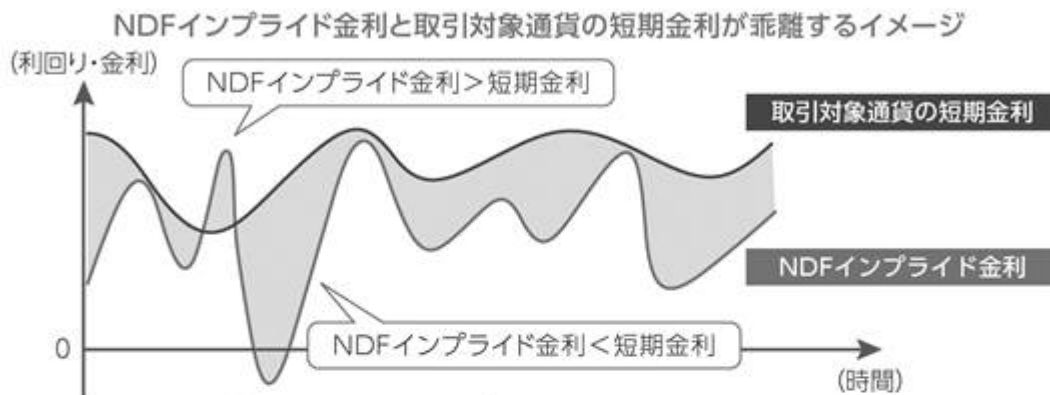
●コストが生じるケース



- ※上記はイメージであり、実際のプレミアム／コストとは異なります。
- ※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。
- ※取引対象通貨がブラジル・リアルの場合、為替取引を行なう際にNDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム／コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

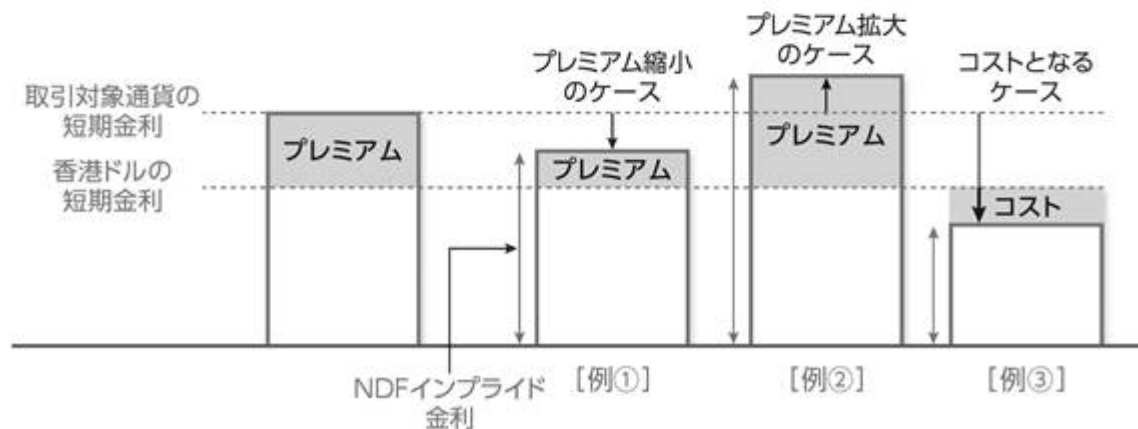
NDF取引とは

- 取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、米ドル等の主要通貨による差金決済を相対で行なう取引です。
- NDF取引価格から算出される“NDFインプライド金利”は、市場の流動性が低く、割高や割安を是正する動き(裁定)が働きにくいことから、市場参加者の期待や需給などの要因により、取引対象通貨の短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。



NDFインプライド金利の変動の影響

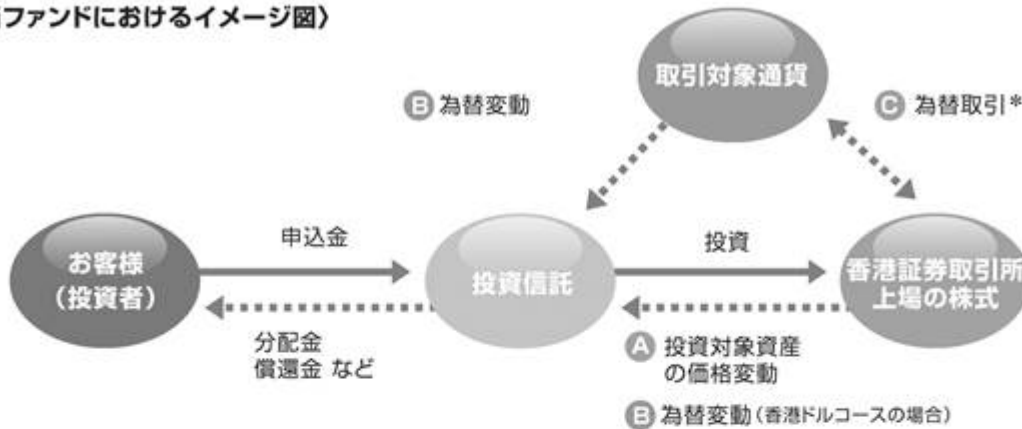
- 市場参加者の通貨上昇(下落)期待や需給などにより、NDFインプライド金利は低く(高く)なる可能性があります。NDFインプライド金利が取引対象通貨の短期金利より低く(高く)なると、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が縮小[例①](拡大[例②])し、場合によっては為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)となるケース[例③]もあります。



通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

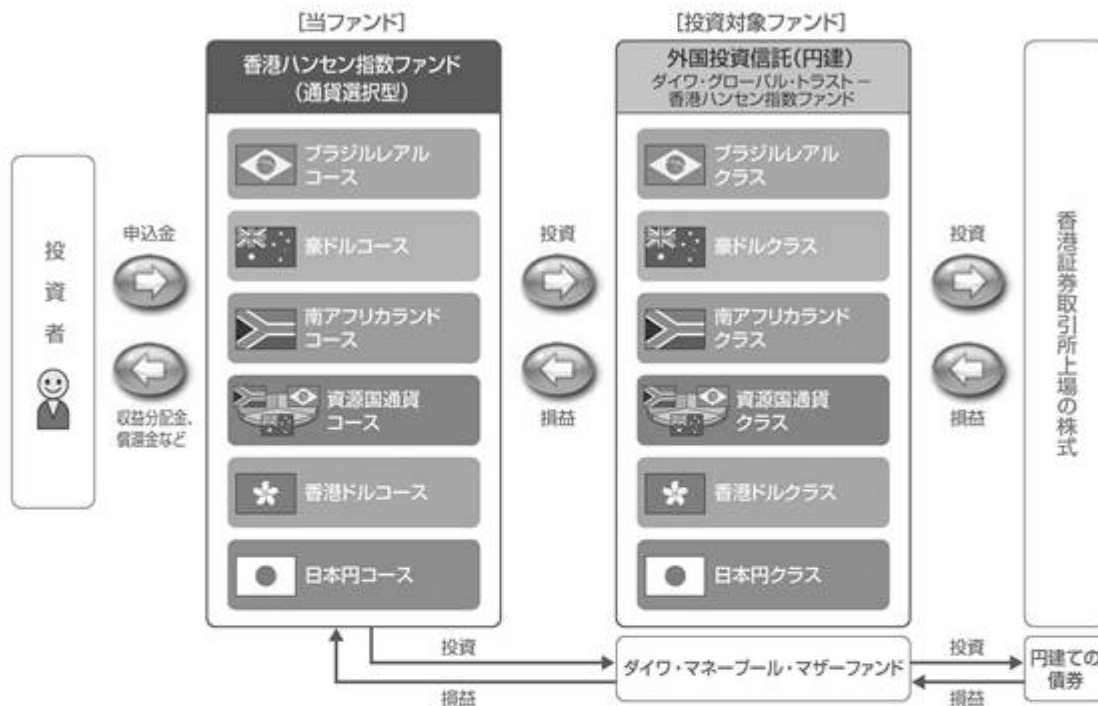
収益の源泉	A	B	(注) C
	香港証券取引所上場の株式の 配当、値上がり/値下がり	為替差益/差損	為替取引によるプレミアム/コスト (金利差相当分の収益/費用)
収益を得られる ケース	株価の上昇、配当収入	為替差益の発生	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生
損失や コストが 発生する ケース	株価の下落 ・発行企業の経営不安、倒産等	為替差損の発生 ・円に対して取引対象通貨安 ・円に対して香港ドル安 (香港ドルコースの場合) ※日本円コースを除きます。	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 香港ドルの短期金利 ※香港ドルコースを除きます。

(注) 取引対象通貨がブラジル・レアルの場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用する場合があります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、為替取引によるプレミアム/コスト(金利差相当分の収益/費用)は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが運用する外国投資信託の受益証券を通じて香港証券取引所上場の株式に投資します。
- 「香港ドルコース」を除き、香港ドル建資産について為替取引を行いません。



◆6つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

（注）販売会社によっては取扱いコースが異なる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いがない場合があります。

くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 各ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1、および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 毎月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

ハンセン指数は、ハンセン・データ・サービス・リミテッドからライセンスを得たハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドにより算出および公表されています。ハンセン指数という商標および名称は、ハンセン・データ・サービス・リミテッドが独占的に所有しています。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドは、大和証券投資信託委託株式会社が「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」およびその投資対象ファンドである「ケイマン籍の外国投資信託ダイワ・グローバル・トラストー香港ハンセン指数ファンド」（以下、「本商品」）に関連してハンセン指数を使用することおよび参照することに同意していますが、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドは、本商品のプロカーもしくは保有者またはその他の者に対し、(i)ハンセン指数およびその算定またはそれに関連する情報の正確性または完全性、または(ii)ハンセン指数、ハンセン指数構成銘柄またはハンセン指数に含まれるデータの目的適合性もしくは適当性、または(iii)ハンセン指数、ハンセン指数構成銘柄またはハンセン指数に含まれるデータをいかなる目的のためであれ、ある者が使用したことにより結果を得ることにつき、保証、表明または確約するものではなく、ハンセン指数に関していかなる種類の保証、表明または確約を明示的にも黙示的にも行なうものではありません。

ハンセン指数の算定および編集の手順および基準ならびに関係する一または複数の計算式、構成銘柄および構成要素は、いつでもハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドにより通知なしに変更または修正されることがあります。適用法令により許容される範囲で、(i)本商品に関連して大和証券投資信託委託株式会社がハンセン指数を使用したことおよび/もしくは参照したことに関して、または(ii)ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドによるハンセン指数の算定における不正確性、欠落、過誤もしくは誤謬に対し、または(iii)第三者から提供されるハンセン指数の算定に関連して使用される情報の不正確性、欠落、過誤、誤謬もしくは不完全性に対し、または(iv)上記のいずれかの結果、本商品のプロカーもしくは保有者または本商品を取扱うその他の者が直接または間接的に被る可能性のある経済的またはその他の損失に対し、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドまたはハンセン・データ・サービス・リミテッドは何らの責任または債務を負うものではなく、また、プロカー、保有者または本商品を取扱うその他の者は、いかなる方法でも本商品に関連してハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび/またはハンセン・データ・サービス・リミテッドに対して請求、訴訟または法的手続きを行なうことはできません。したがって、プロカー、保有者または本商品を取扱うその他の者は、かかる免責条項を十分に認識した上で本商品を取扱うものとし、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドに依頼することはできません。誤解がないように付言すると、かかる免責条項により、プロカー、保有者またはその他の者とハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび/またはハンセン・データ・サービス・リミテッドとの間に契約上のまたは準契約上の関係が生じるものではなく、また、かかる関係が生じたと解してはなりません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

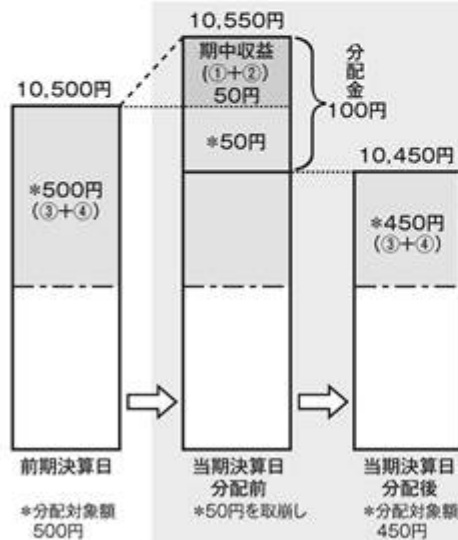
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



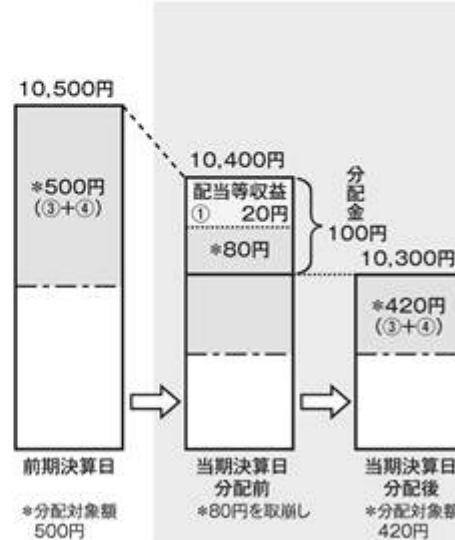
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

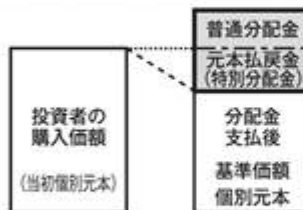


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

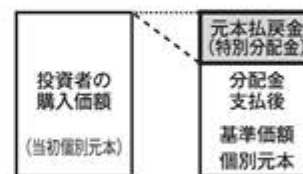
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分には非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）」、「同（豪ドルクラス）」、「同（南アフリカランドクラス）」、「同（資源国通貨クラス）」、「同（香港ドルクラス）」、「同（日本円クラス）」について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
---------	-------------------

運用の基本方針	<p>(香港ドルクラス以外)主として、香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みま す。以下同じ。)に投資し、香港ハンセン指数(以下「インデックス」といいま す。)の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行な い、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>(香港ドルクラス)主として、香港証券取引所上場の株式に投資し、インデックス の値動きを概ね捉えることにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p>
主要投資対象	香港証券取引所上場の株式
主な運用方針	<p>1. (香港ドルクラス以外)主として、香港証券取引所上場の株式に投資し、インデッ クスの値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行な い、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>(香港ドルクラス)主として、香港証券取引所上場の株式に投資し、インデッ クの値動きを概ね捉えることにより、信託財産の成長をめざして運用を行ない ます。</p> <p>2. 株式への投資にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>(a)主として、インデックスを構成する株式に投資し、インデックスの値動きを 概ね捉えることをめざして運用を行ないます。</p> <p>資金の流入や売買コスト・タイミング等により、インデックスの値動きから 大きく乖離する場合があります。</p> <p>(b)効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。</p> <p>(c)株式(株価指数先物取引等を含みます。)の組入比率は通常の状態では高位に 維持することを基本とします。</p> <p>3. (香港ドルクラス以外)原則として、為替取引を活用して、各通貨クラスの取引 対象通貨で実質的な運用を行ないます。</p> <p> ブラジルリアルクラス：香港ドル売り/ブラジル・リアル買い 豪ドルクラス：香港ドル売り/豪ドル買い 南アフリカランドクラス：香港ドル売り/南アフリカ・ランド買い 資源国通貨クラス：香港ドル売り/資源国通貨買い</p> <p> 次の取引を3分の1程度ずつ行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香港ドル売り/ブラジル・リアル買い ・香港ドル売り/豪ドル買い ・香港ドル売り/南アフリカ・ランド買い <p> 日本円クラス：香港ドル売り/日本円買い</p> <p>(香港ドルクラス)為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行 ないません。</p>
設定日	2011年12月28日
信託期間	無期限
決算日	5月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	<p>(香港ドルクラス以外)純資産総額に対して年率0.40%程度</p> <p>(香港ドルクラス)純資産総額に対して年率0.39%程度</p> <p>ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運 営に必要な各種経費等がかかります。</p>

申込手数料	かかりません。
償還条項	インデックスが改廃された場合には償還することができます。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

■「ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド」について■
 ・ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
 ・アジア株式の運用・調査業務などを行なっています。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の受益証券について

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	平成23年 10月27日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年12月28日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図	2 損益 信託金（ 3 ）	
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
損益 投資		
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

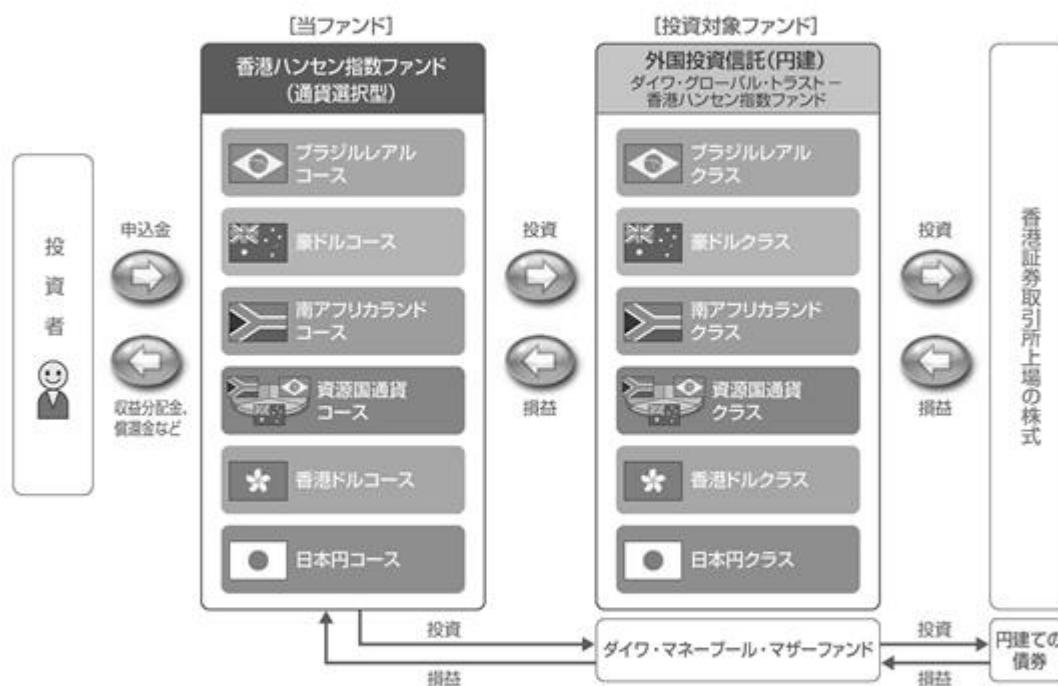
(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが運用する外国投資信託の受益証券を通じて香港証券取引所上場の株式に投資します。
- 「香港ドルコース」を除き、香港ドル建資産について為替取引を行いません。



- ◆6つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

（注）販売会社によっては取扱いコースが異なる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いがない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

< 委託会社の概況（平成27年12月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< ブラジルリアルコース >

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）では、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

< 豪ドルコース >

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）では、為替取引を活用して、豪ドルで実質的な運用を行ないます。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<南アフリカランドコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
- 2．ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）では、為替取引を活用して、南アフリカ・ランドで実質的な運用を行ないます。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<資源国通貨コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
- 2．ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）では、為替取引を活用して、資源国通貨（ブラジル・リアル、豪ドル、南アフリカ・ランドに概ね均等）で実質的な運用を行ないます。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<香港ドルコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
- 2．ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えることにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<日本円コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）」（以下「香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
- 2．ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）の受益証券を通じて、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について為替ヘッジを行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）では、為替ヘッジを行ない、日本円で実質的な運用を行ないます。また、効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. ブラジルリアルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）
選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

2. 豪ドルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）
選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／豪ドル買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

3. 南アフリカランドコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）
選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

4. 資源国通貨コース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）
------------	------------------------

選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／資源国通貨買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。
-------	--

5. 香港ドルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）
選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えることにより、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

6. 日本円コース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）
選定の方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<ブラジルリアルコース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド(ブラジルリアルクラス)」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<豪ドルコース>

(ブラジルリアルコースと同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド(豪ドルクラス)」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

(ブラジルリアルコースと同規定)

<南アフリカランドコース>

(ブラジルリアルコースと同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（ブラジルリアルコースと同規定）

< 資源国通貨コース >

（ブラジルリアルコースと同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（ブラジルリアルコースと同規定）

< 香港ドルコース >

（ブラジルリアルコースと同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（ブラジルリアルコースと同規定）

<日本円コース>

（ブラジルリアルコースと同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（ブラジルリアルコースと同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. ブラジルリアルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）
運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なう。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

2. 豪ドルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）
------------	----------------------

運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り/豪ドル買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なう。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

3. 南アフリカランドコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド(南アフリカランドクラス)
運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り/南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なう。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

4. 資源国通貨コース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド(資源国通貨クラス)
運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り/資源国通貨買いの為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なう。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

5. 香港ドルコース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド(香港ドルクラス)
運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えることにより、信託財産の成長をめざして運用を行なう。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式(上場予定を含みます。)
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

6. 日本円コース

投資先ファンドの名称	香港ハンセン指数ファンド(日本円クラス)
------------	----------------------

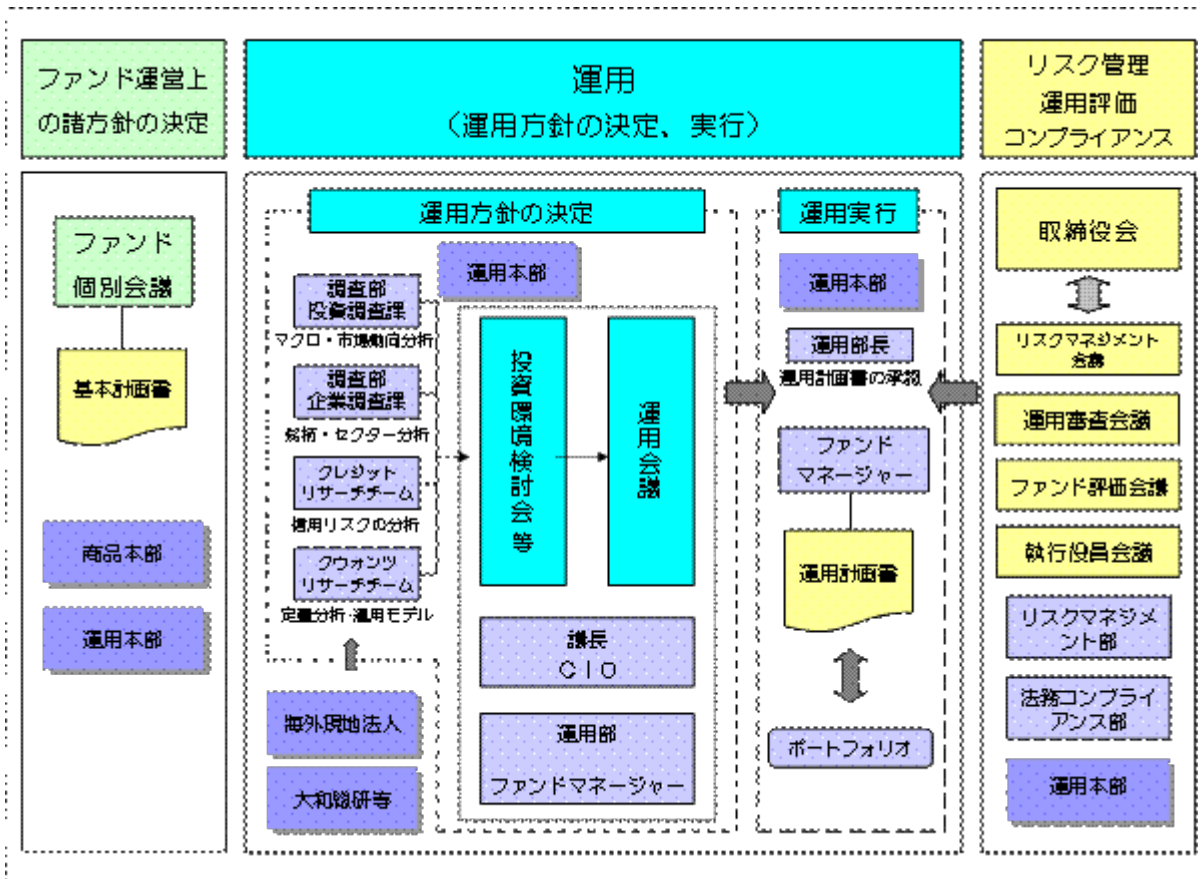
運用の基本方針	主として、香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）に投資し、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉えるとともに、香港ドル建資産について香港ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ない、信託財産の成長をめざして運用を行なう。
主要な投資対象	香港証券取引所上場の株式（上場予定を含みます。）
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成27年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 投資対象ファンドについて

1. 香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）
2. 香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）

3. 香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）
4. 香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）
5. 香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）
6. 香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

7. ダイワ・マネープール・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投

資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

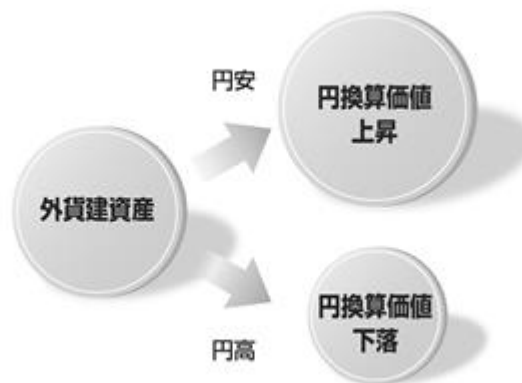
新興国・地域の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

（ブラジルリアルコース、豪ドルコース、南アフリカランドコース、資源国通貨コース、香港ドルコース）

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

取引対象通貨（「香港ドルコース」の場合、香港ドル）の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」および「資源国通貨コース」において、投資対象資産の通貨である香港ドルの為替変動リスクを完全に排除することはできませんので、基準価額は円に対する香港ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。また、取引対象通貨の金利が香港ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

（日本円コース）

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

日本円の金利が香港ドルの金利より低いときは、金利差相当分がコストとなります。

各ファンドの投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替取引を行なう際、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国・地域の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国・地域のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国

との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国・地域においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国・地域の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国・地域の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

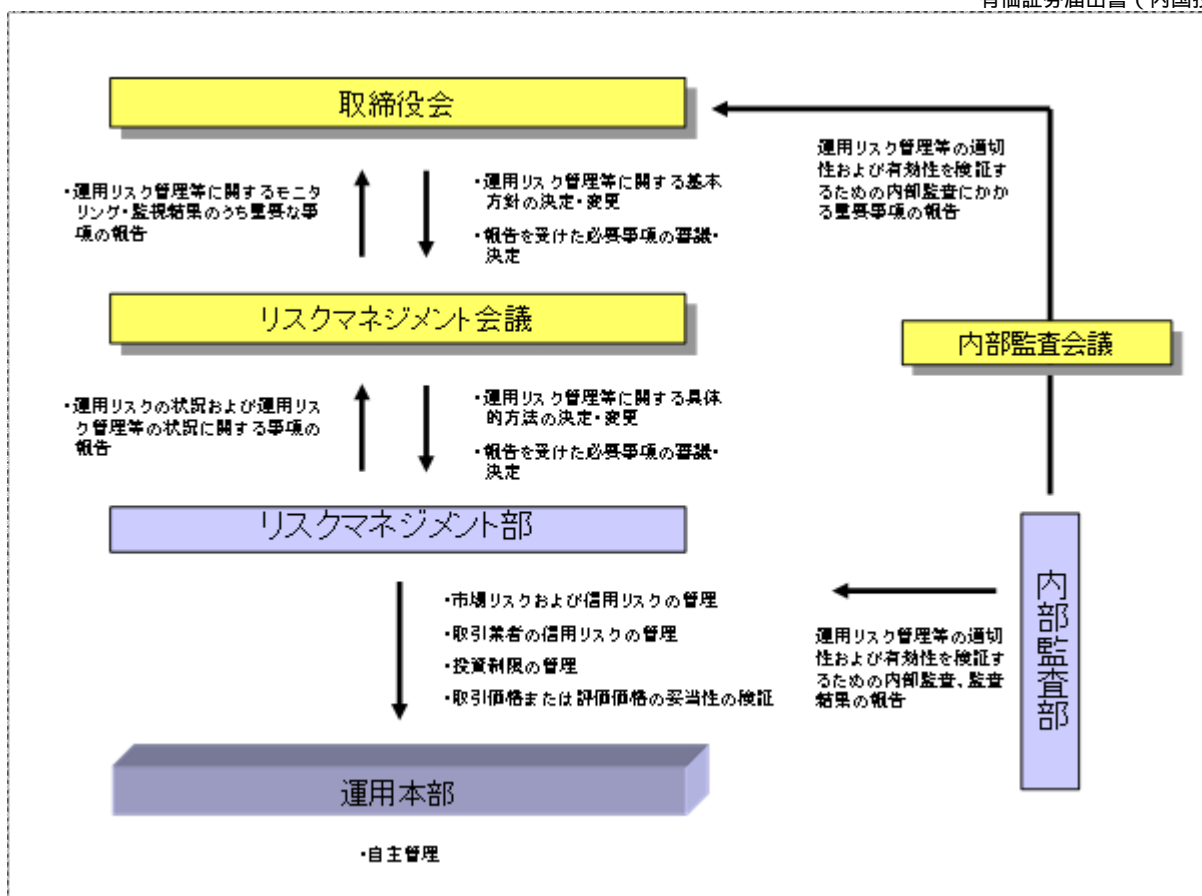
(3) その他の留意点

当ファンドの投資対象である外国投資信託の株式の運用にあたっては、香港ハンセン指数の値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないますが、資金の流入や売買等の要因から、基準価額は当該指数の動きと乖離する場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

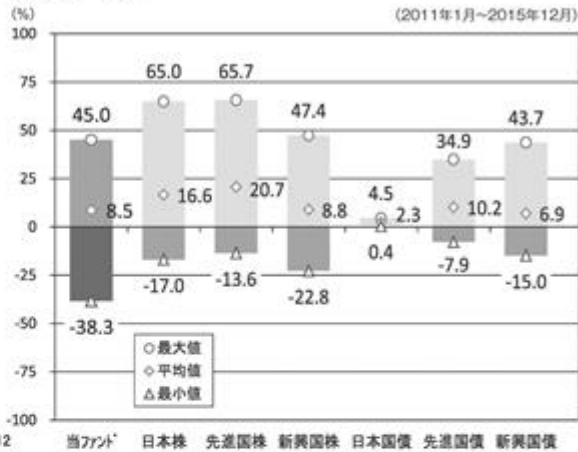
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

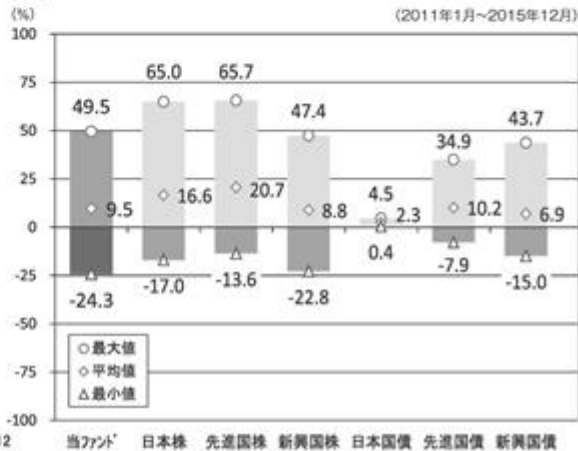
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

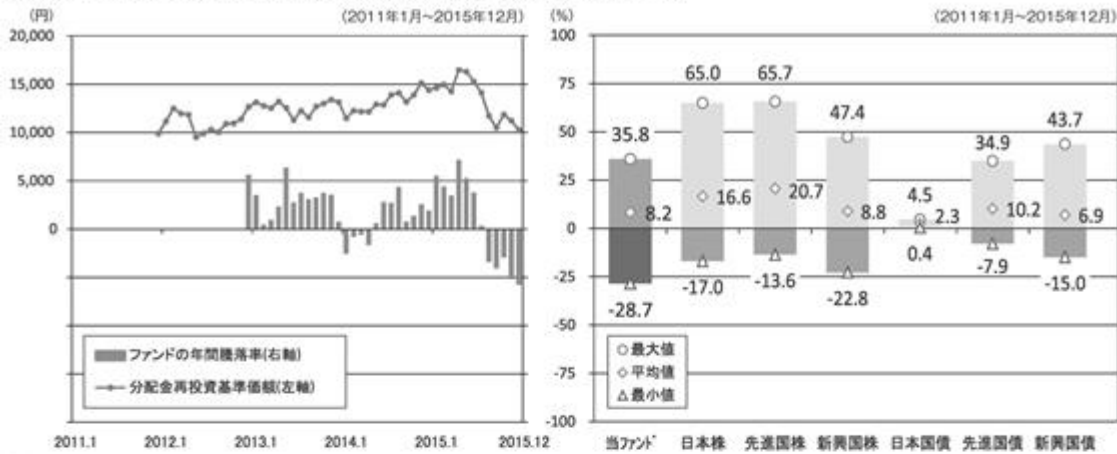
[香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) ブラジルリアルコース]



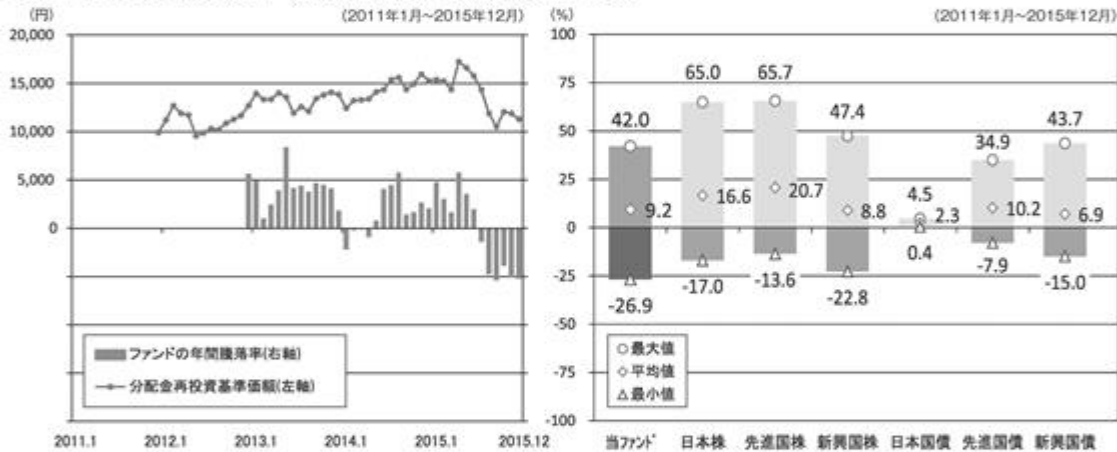
[香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) 豪ドルコース]



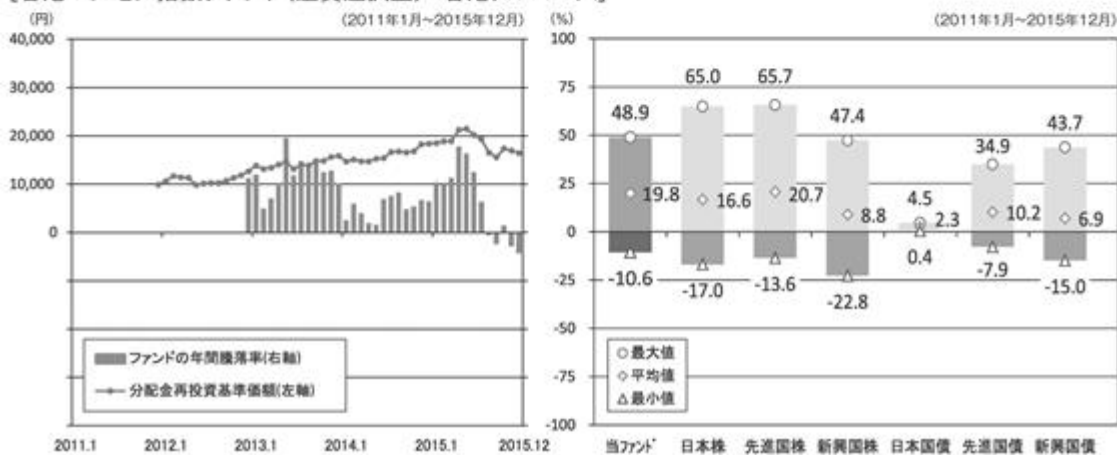
[香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) 南アフリカランドコース]



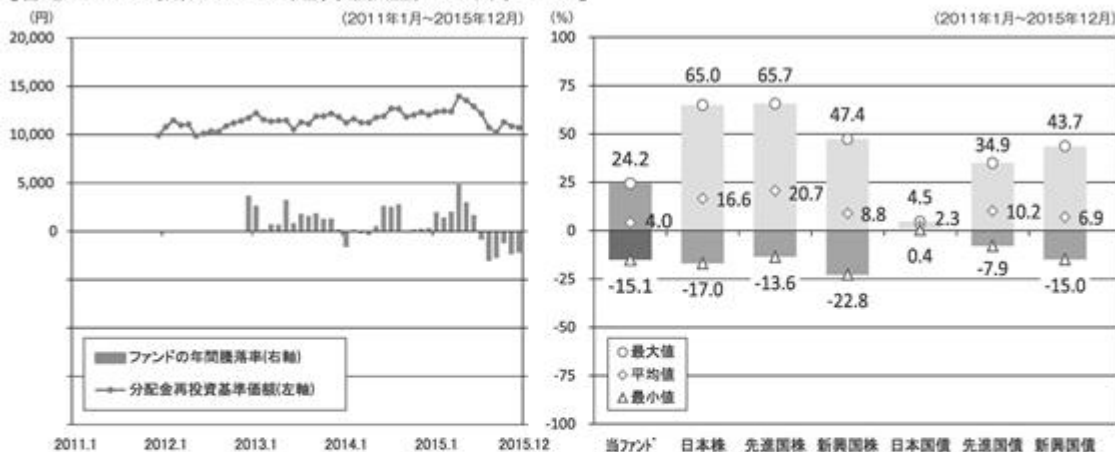
[香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) 資源国通貨コース]



[香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) 香港ドルコース]



【香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) 日本円コース】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

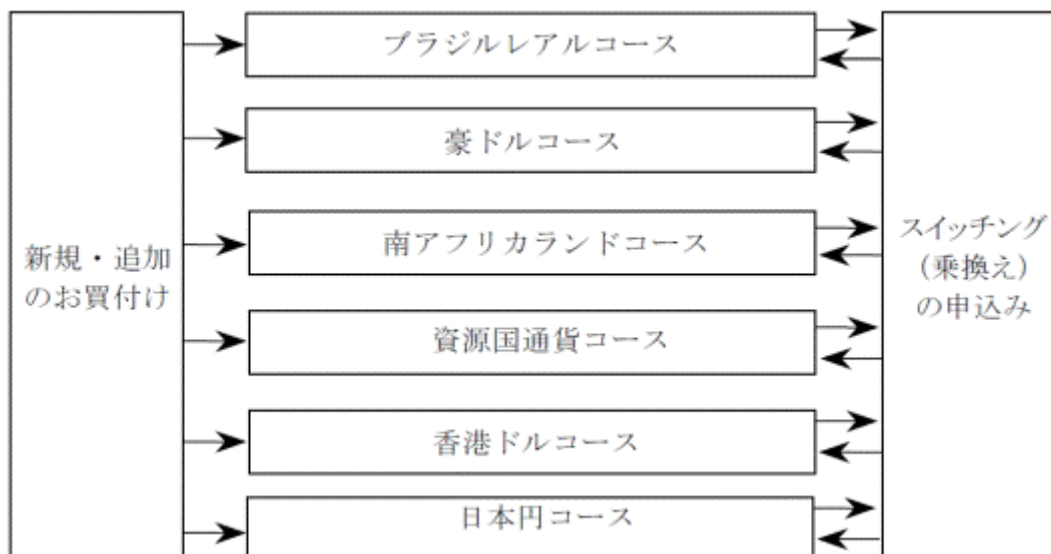
電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ・販売会社によっては、取扱いコースが異なる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いがない場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

（「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.45%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.03%（税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は「香港ドルコース」以外については年率1.6204%（税込）程度、「香港ドルコース」については年率1.6104%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬率が「香港ドルコース」以外については年率1.6204%（税込）、「香港ドルコース」については年率1.6104%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」の口座開設の申込受付が開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は

15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%) となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。) が当該投資者の元本(個別元本) にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金) を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金) を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金) 」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金) となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。

() 上記は、平成28年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

() 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

(1) 【投資状況】（平成27年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	153,025,099	98.91
内 ケイマン諸島	153,025,099	98.91
親投資信託受益証券	703,186	0.45
内 日本	703,186	0.45
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	983,732	0.64
純資産総額	154,712,017	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	HONG KONG HANG SENG INDEX FUND BRL CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	2,136,595.4	70.69 151,038,065	71.62 153,025,099	98.91
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	701,433	1.0025 703,186	1.0025 703,186	0.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.91%
親投資信託受益証券	0.45%
合計	99.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年6月20日)	441,466,849	446,635,154	0.9396	0.9506
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	127,271,705	128,589,780	1.0621	1.0731
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	724,932,452	732,829,711	1.0097	1.0207
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	689,845,230	696,914,327	1.0734	1.0844
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	252,270,080	254,784,284	1.1037	1.1147
第6特定期間末 (平成26年12月22日)	619,214,243	625,689,853	1.0518	1.0628
平成26年12月末日	637,275,024	-	1.0792	-
平成27年1月末日	588,086,211	-	1.1155	-
2月末日	514,217,378	-	1.0177	-
3月末日	445,096,823	-	0.9007	-
4月末日	513,462,956	-	1.1289	-
5月末日	427,338,647	-	1.0468	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	450,335,554	455,101,143	1.0395	1.0505
6月末日	423,053,736	-	0.9964	-
7月末日	332,108,113	-	0.8794	-
8月末日	255,940,216	-	0.7085	-
9月末日	202,400,195	-	0.5765	-

10月末日	227,403,517	-	0.6742	-
11月末日	184,525,081	-	0.6784	-
第8特定期間末 (平成27年12月21日)	153,609,161	156,314,087	0.6247	0.6357
12月末日	154,712,017	-	0.6326	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0440
第2特定期間	0.0660
第3特定期間	0.0660
第4特定期間	0.0660
第5特定期間	0.0660
第6特定期間	0.0660
第7特定期間	0.0660
第8特定期間	0.0660

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	1.6
第2特定期間	20.1
第3特定期間	1.3
第4特定期間	12.8
第5特定期間	9.0
第6特定期間	1.3
第7特定期間	5.1
第8特定期間	33.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	893,267,051	1,023,830,471
第2特定期間	136,979,544	487,000,423
第3特定期間	2,201,369,662	1,603,262,076
第4特定期間	229,810,424	305,097,813
第5特定期間	108,901,273	522,982,460
第6特定期間	514,529,041	154,401,231

第7特定期間	122,909,165	278,365,687
第8特定期間	2,723,253	190,056,202

(注) 当初設定数量は600,409,370口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

(1) 投資状況 (平成27年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	600,018	53.51
内 日本	600,018	53.51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	521,405	46.49
純資産総額	1,121,423	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成27年12月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額				
1	336 2年国債	日本	国債証券	600,000	100.01 600,066	100.00 600,018	0.100000 2016/01/15	53.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	53.51%
合計	53.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型) ブラジルリアルコース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,326円
純資産総額	1.5億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-5.1%
3カ月間	15.3%
6カ月間	-30.4%
1年間	-31.5%
3年間	-14.2%
5年間	-
設定来	4.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,320円 設定来分配金合計額: 5,060円

決算期	第37期 15年1月	第38期 15年2月	第39期 15年3月	第40期 15年4月	第41期 15年5月	第42期 15年6月	第43期 15年7月	第44期 15年8月	第45期 15年9月	第46期 15年10月	第47期 15年11月	第48期 15年12月
分配金	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

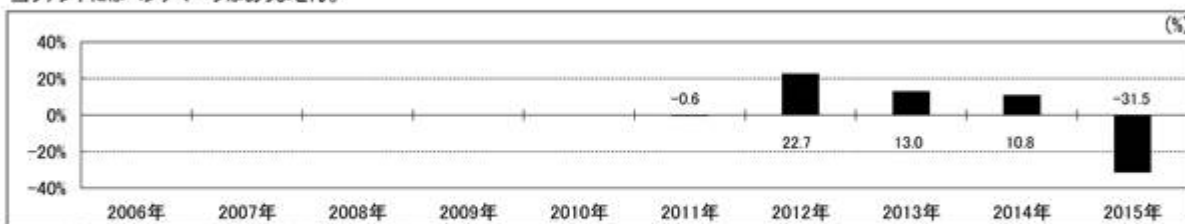
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(ブラジルリアルクラス)	98.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーパール・マザーファンド	0.5%
合計		99.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(12月28日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

(1) 【投資状況】（平成27年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	32,757,293	99.38
内 ケイマン諸島	32,757,293	99.38
親投資信託受益証券	71,099	0.22
内 日本	71,099	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	134,201	0.41
純資産総額	32,962,593	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	HONG KONG HANG SENG INDEX FUND AUD CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	298,725.05	107.73 32,183,442	109.65 32,757,293	99.38

2	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	70,922	1.0025 71,099	1.0025 71,099	0.22
---	---------------------	----	-------------------	--------	------------------	------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.38%
親投資信託受益証券	0.22%
合計	99.59%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年6月20日)	136,282,287	137,071,869	1.0356	1.0416
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	14,125,156	14,192,368	1.2609	1.2669
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	116,898,731	117,499,442	1.1676	1.1736
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	59,718,717	60,004,304	1.2547	1.2607
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	32,348,113	32,497,415	1.3000	1.3060

第6特定期間末 (平成26年12月22日)	49,855,466	50,093,256	1.2580	1.2640
平成26年12月末日	51,062,188	-	1.3053	-
平成27年1月末日	51,082,001	-	1.2540	-
2月末日	51,633,900	-	1.2800	-
3月末日	53,090,733	-	1.2483	-
4月末日	44,941,869	-	1.4634	-
5月末日	46,220,071	-	1.4124	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	60,490,103	60,754,678	1.3718	1.3778
6月末日	58,115,330	-	1.3179	-
7月末日	52,502,964	-	1.1906	-
8月末日	44,988,526	-	1.0007	-
9月末日	41,325,257	-	0.9192	-
10月末日	41,621,271	-	1.0309	-
11月末日	41,032,095	-	1.0163	-
第8特定期間末 (平成27年12月21日)	32,396,977	32,595,714	0.9781	0.9841
12月末日	32,962,593	-	0.9951	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0240
第2特定期間	0.0360
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360
第8特定期間	0.0360

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	6.0
第2特定期間	25.2
第3特定期間	4.5
第4特定期間	10.5

第5特定期間	6.5
第6特定期間	0.5
第7特定期間	11.9
第8特定期間	26.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	287,173,671	419,248,328
第2特定期間	30,902,711	151,297,686
第3特定期間	158,388,128	69,471,698
第4特定期間	24,039,295	76,559,960
第5特定期間	248,590	22,962,726
第6特定期間	29,772,656	15,024,638
第7特定期間	39,765,191	35,301,082
第8特定期間	867,470	11,840,385

(注) 当初設定数量は263,671,773口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

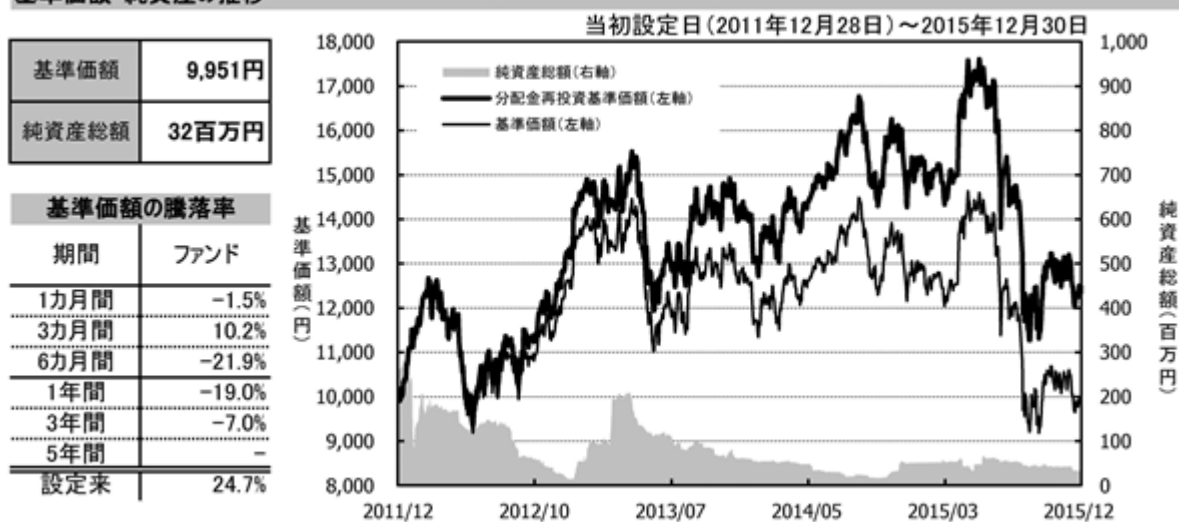
(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)豪ドルコース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 720円 設定来分配金合計額: 2,760円

決算期	第37期 15年1月	第38期 15年2月	第39期 15年3月	第40期 15年4月	第41期 15年5月	第42期 15年6月	第43期 15年7月	第44期 15年8月	第45期 15年9月	第46期 15年10月	第47期 15年11月	第48期 15年12月
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

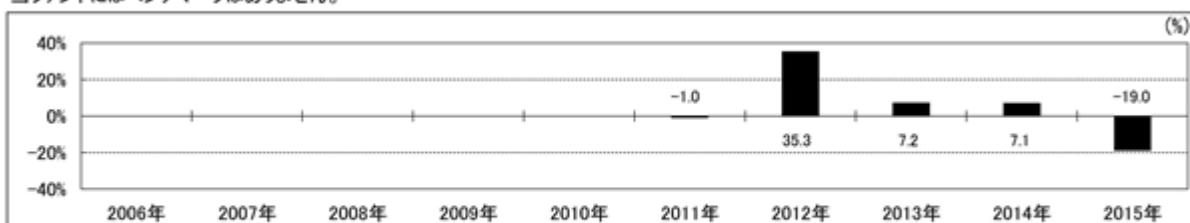
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(豪ドルクラス)	99.4%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーパブル・マザーファンド	0.2%
合計		99.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2011年は設定日(12月28日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース】

(1) 【投資状況】(平成27年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	15,858,548	98.42
内 ケイマン諸島	15,858,548	98.42
親投資信託受益証券	56,801	0.35
内 日本	56,801	0.35
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	198,177	1.23
純資産総額	16,113,526	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	HONG KONG HANG SENG INDEX FUND ZAR CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	193,177.84	82.99 16,033,374	82.09 15,858,548	98.42
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	56,660	1.0025 56,801	1.0025 56,801	0.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.42%
親投資信託受益証券	0.35%
合計	98.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)

第1特定期間末 (平成24年6月20日)	245,595,443	247,302,240	1.0072	1.0142
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	116,543,475	117,245,817	1.1615	1.1685
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	89,046,868	89,661,571	1.0140	1.0210
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	98,683,336	99,297,074	1.1255	1.1325
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	91,898,995	92,497,882	1.0741	1.0811
第6特定期間末 (平成26年12月22日)	22,475,243	22,615,798	1.1193	1.1263
平成26年12月末日	23,311,269	-	1.1606	-
平成27年1月末日	23,554,019	-	1.1724	-
2月末日	23,963,108	-	1.1924	-
3月末日	22,692,175	-	1.1288	-
4月末日	27,204,998	-	1.2982	-
5月末日	26,894,356	-	1.2766	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	26,031,361	26,178,886	1.2352	1.2422
6月末日	25,185,871	-	1.1907	-
7月末日	23,224,468	-	1.0933	-
8月末日	19,210,813	-	0.9008	-
9月末日	17,192,718	-	0.8012	-
10月末日	19,374,079	-	0.8974	-
11月末日	17,644,450	-	0.8422	-
第8特定期間末 (平成27年12月21日)	16,170,829	16,317,313	0.7727	0.7797
12月末日	16,113,526	-	0.7642	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0280
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0420

第7特定期間	0.0420
第8特定期間	0.0420

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	3.5
第2特定期間	19.5
第3特定期間	9.1
第4特定期間	15.1
第5特定期間	0.8
第6特定期間	8.1
第7特定期間	14.1
第8特定期間	34.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	521,807,043	290,027,831
第2特定期間	33,236,530	176,730,111
第3特定期間	87,703,429	100,223,304
第4特定期間	157,156	295,081
第5特定期間	156,845	2,278,407
第6特定期間	136,959	65,612,876
第7特定期間	996,703	1,012
第8特定期間	703,759	852,485

(注) 当初設定数量は12,049,059口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,642円
純資産総額	16百万円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	-8.4%
3か月間	-2.3%
6か月間	-32.9%
1年間	-28.7%
3年間	-18.9%
5年間	-
設定来	2.7%

※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 840円 設定来分配金合計額: 3,220円

決算期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
	15年1月	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月	15年9月	15年10月	15年11月	15年12月
分配金	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

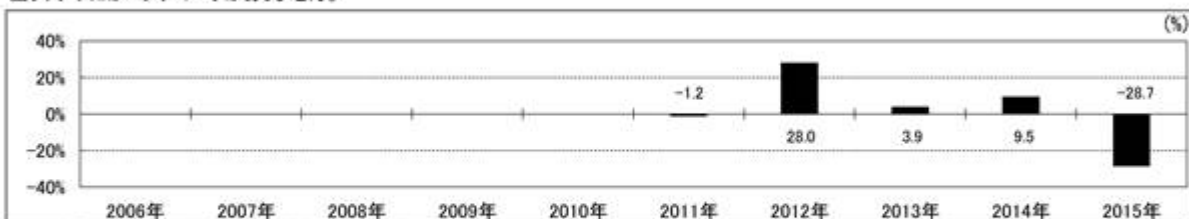
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(南アフリカランドクラス)	98.4%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーブル・マザーファンド	0.4%
合計		98.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(12月28日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)資源国通貨コース】

(1) 【投資状況】（平成27年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	13,894,129	99.04
内 ケイマン諸島	13,894,129	99.04
親投資信託受益証券	40,672	0.29
内 日本	40,672	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	94,467	0.67
純資産総額	14,029,268	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	HONG KONG HANG SENG INDEX FUND CMC CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	159,728.34	86.43 13,805,640	86.98 13,894,129	99.04
2	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	40,571	1.0025 40,672	1.0025 40,672	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.04%
親投資信託受益証券	0.29%
合計	99.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年6月20日)	91,825,027	92,562,330	0.9963	1.0043
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	21,229,094	21,375,449	1.1604	1.1684
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	75,679,580	76,244,607	1.0715	1.0795
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	35,249,204	35,492,266	1.1602	1.1682
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	34,115,662	34,348,363	1.1729	1.1809
第6特定期間末 (平成26年12月22日)	80,653,636	81,207,069	1.1659	1.1739
平成26年12月末日	83,370,159	-	1.2049	-
平成27年1月末日	83,516,605	-	1.2068	-
2月末日	82,026,984	-	1.1860	-
3月末日	76,866,379	-	1.1111	-
4月末日	95,769,178	-	1.3247	-
5月末日	27,885,208	-	1.2691	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	27,341,384	27,517,165	1.2443	1.2523
6月末日	26,295,616	-	1.1959	-
7月末日	19,293,711	-	1.0805	-
8月末日	15,906,266	-	0.8896	-
9月末日	13,941,168	-	0.7785	-
10月末日	15,867,921	-	0.8847	-
11月末日	15,535,622	-	0.8648	-

第8特定期間末 (平成27年12月21日)	13,919,753	14,057,441	0.8088	0.8168
12月末日	14,029,268	-	0.8137	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0320
第2特定期間	0.0480
第3特定期間	0.0480
第4特定期間	0.0480
第5特定期間	0.0480
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	2.8
第2特定期間	21.3
第3特定期間	3.5
第4特定期間	12.8
第5特定期間	5.2
第6特定期間	3.5
第7特定期間	10.8
第8特定期間	31.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	191,945,154	186,745,039
第2特定期間	35,293,765	109,162,353
第3特定期間	170,945,244	118,611,206
第4特定期間	7,874,209	48,119,823
第5特定期間	11,459,670	12,754,755
第6特定期間	61,746,062	21,654,582
第7特定期間	6,079,374	53,285,851
第8特定期間	980,899	5,742,579

(注) 当初設定数量は86,962,870口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

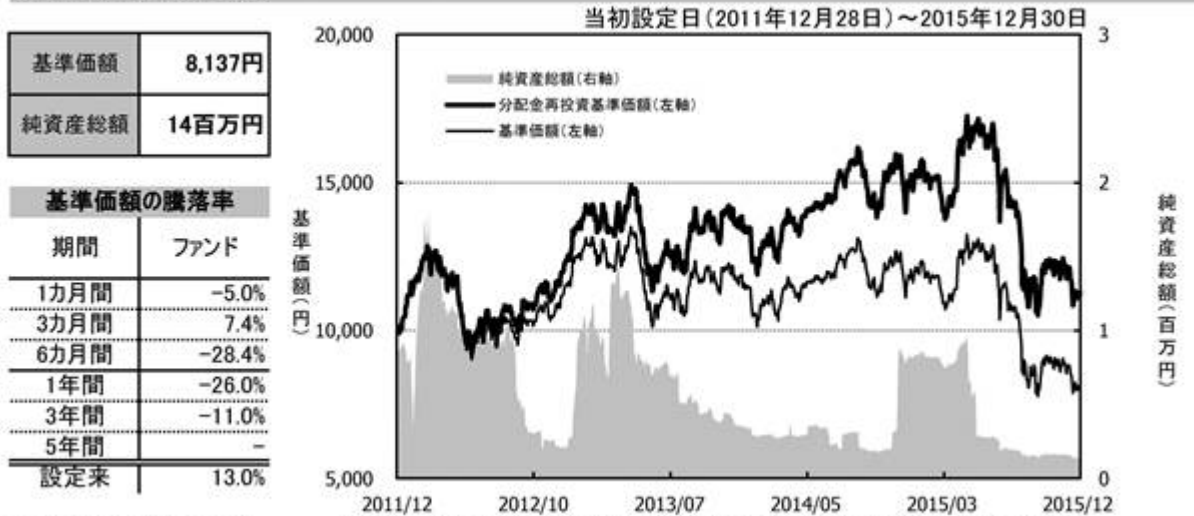
(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)資源国通貨コース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 960円 設定来分配金合計額: 3,680円

決算期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
	15年1月	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月	15年9月	15年10月	15年11月	15年12月
分配金	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

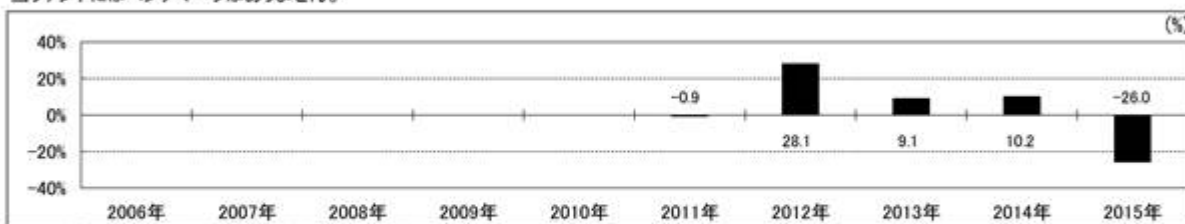
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(資源国通貨クラス)	99.0%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネープール・マザーファンド	0.3%
合計		99.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日（12月28日）から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース】

(1) 【投資状況】（平成27年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	122,602,903	99.21
内 ケイマン諸島	122,602,903	99.21
親投資信託受益証券	239,273	0.19
内 日本	239,273	0.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	739,723	0.60
純資産総額	123,581,899	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1 HONG KONG HANG SENG INDEX FUND HKD CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	798,455.9	153.35 122,448,801	153.55 122,602,903	99.21

2	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	238,677	1.0025 239,273	1.0025 239,273	0.19
---	---------------------	----	-------------------	---------	-------------------	-------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.21%
親投資信託受益証券	0.19%
合計	99.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年6月20日)	9,816,422	9,835,567	1.0254	1.0274
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	4,285,225	4,292,241	1.2214	1.2234
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	7,885,980	7,898,395	1.2704	1.2724
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	168,284,705	168,509,007	1.5005	1.5025
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	58,924,127	59,003,839	1.4784	1.4804

第6特定期間末 (平成26年12月22日)	131,454,372	131,610,329	1.6858	1.6878
平成26年12月末日	137,226,641	-	1.7467	-
平成27年1月末日	98,752,178	-	1.7539	-
2月末日	110,052,386	-	1.7877	-
3月末日	94,177,454	-	1.7901	-
4月末日	162,721,358	-	2.0071	-
5月末日	222,097,276	-	2.0286	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	277,997,247	278,280,944	1.9598	1.9618
6月末日	270,640,756	-	1.9074	-
7月末日	256,958,362	-	1.8177	-
8月末日	210,552,019	-	1.5563	-
9月末日	196,932,353	-	1.4656	-
10月末日	206,425,569	-	1.6333	-
11月末日	194,377,442	-	1.5904	-
第8特定期間末 (平成27年12月21日)	131,687,037	131,858,215	1.5386	1.5406
12月末日	123,581,899	-	1.5400	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0080
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	3.3
第2特定期間	20.3
第3特定期間	5.0
第4特定期間	19.1

第5特定期間	0.7
第6特定期間	14.8
第7特定期間	17.0
第8特定期間	20.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	10,945,021	20,904,115
第2特定期間	3,490,465	9,554,925
第3特定期間	23,174,642	20,475,473
第4特定期間	110,914,618	4,970,945
第5特定期間	38,593,661	110,888,382
第6特定期間	77,275,884	39,153,740
第7特定期間	177,162,170	113,291,865
第8特定期間	5,916,044	62,175,790

(注) 当初設定数量は19,531,897口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

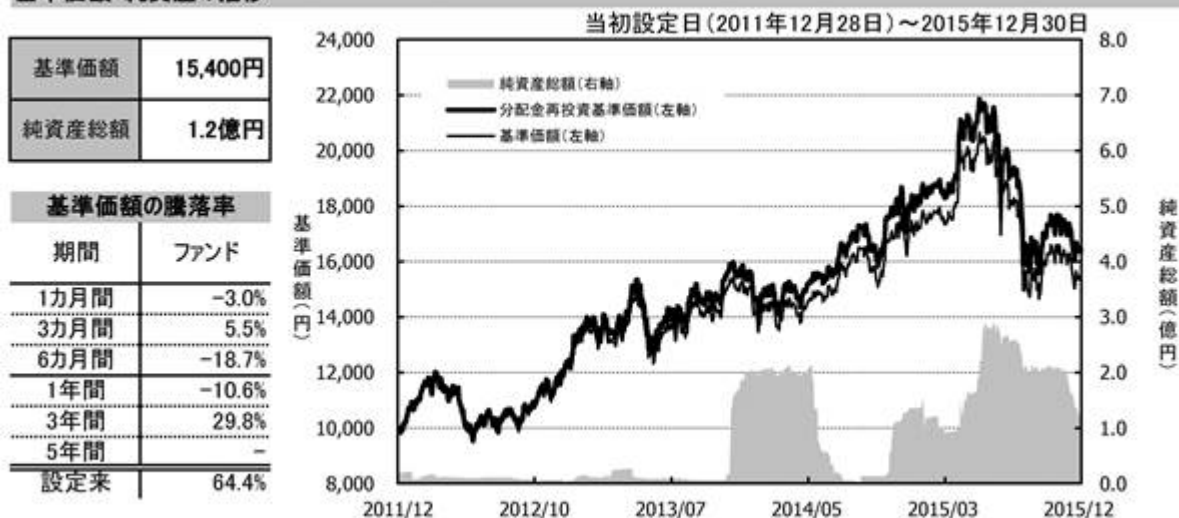
(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)香港ドルコース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 920円

決算期	第37期 15年1月	第38期 15年2月	第39期 15年3月	第40期 15年4月	第41期 15年5月	第42期 15年6月	第43期 15年7月	第44期 15年8月	第45期 15年9月	第46期 15年10月	第47期 15年11月	第48期 15年12月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

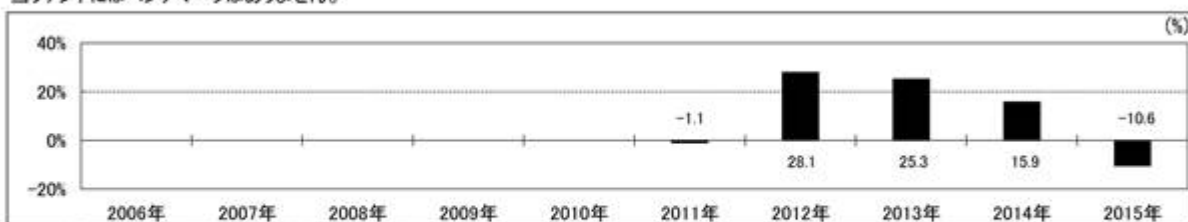
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(香港ドルクラス)	99.2%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	0.2%
合計		99.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ・2011年は設定日(12月28日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)日本円コース】

(1) 【投資状況】(平成27年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,931,972	99.39
内 ケイマン諸島	5,931,972	99.39
親投資信託受益証券	10,433	0.17
内 日本	10,433	0.17
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	26,227	0.44
純資産総額	5,968,632	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	HONG KONG HANG SENG INDEX FUND JPY CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	59,341.68	99.09 5,880,464	99.96 5,931,972	99.39
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	10,407	1.0025 10,433	1.0025 10,433	0.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.39%
親投資信託受益証券	0.17%
合計	99.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年6月20日)	53,131,094	53,234,708	1.0255	1.0275
第2特定期間末 (平成24年12月20日)	26,781,580	26,828,060	1.1524	1.1544
第3特定期間末 (平成25年6月20日)	31,309,901	31,369,338	1.0535	1.0555
第4特定期間末 (平成25年12月20日)	12,300,694	12,322,628	1.1216	1.1236
第5特定期間末 (平成26年6月20日)	20,716,325	20,752,986	1.1301	1.1321
第6特定期間末 (平成26年12月22日)	17,521,039	17,552,824	1.1025	1.1045
平成26年12月末日	18,009,726	-	1.1324	-
平成27年1月末日	18,645,540	-	1.1590	-
2月末日	19,002,175	-	1.1660	-
3月末日	18,909,193	-	1.1595	-
4月末日	36,901,075	-	1.3051	-
5月末日	40,539,875	-	1.2630	-
第7特定期間末 (平成27年6月22日)	34,347,468	34,403,142	1.2339	1.2359
6月末日	33,477,553	-	1.2023	-
7月末日	31,509,251	-	1.1313	-
8月末日	25,808,779	-	0.9974	-
9月末日	24,512,026	-	0.9469	-
10月末日	6,312,760	-	1.0446	-
11月末日	6,063,700	-	1.0033	-
第8特定期間末 (平成27年12月21日)	5,918,072	5,930,159	0.9792	0.9812
12月末日	5,968,632	-	0.9874	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0080
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120

第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	3.4
第2特定期間	13.5
第3特定期間	7.5
第4特定期間	7.6
第5特定期間	1.8
第6特定期間	1.4
第7特定期間	13.0
第8特定期間	19.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	55,062,809	84,684,538
第2特定期間	9,702,889	38,269,948
第3特定期間	15,841,053	9,362,737
第4特定期間	5,133,801	23,885,016
第5特定期間	13,227,532	5,864,219
第6特定期間	10,805,461	13,243,552
第7特定期間	22,703,328	10,758,583
第8特定期間	41,881	21,835,461

(注) 当初設定数量は81,429,150口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)日本円コース

2015年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,874円
純資産総額	5百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	-1.4%
3か月間	4.9%
6か月間	-16.9%
1年間	-10.9%
3年間	-8.6%
5年間	-
設定来	7.3%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 920円

決算期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
	15年1月	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月	15年9月	15年10月	15年11月	15年12月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

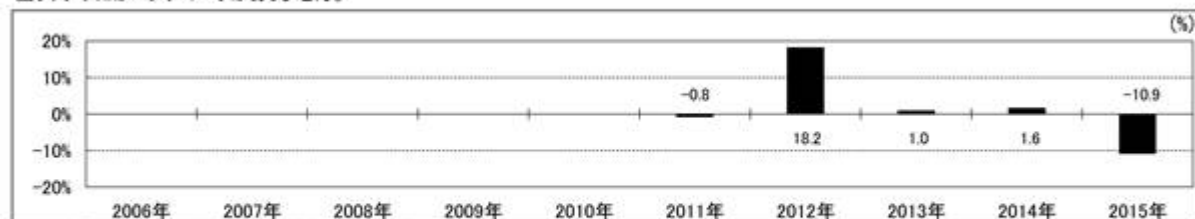
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	香港ハンセン指数ファンド(日本円クラス)	99.4%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	0.2%
合計		99.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(12月28日)から年末、2015年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「資源国通貨コース」、「香港ドルコース」、「日本円コース」の取扱いコースが異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ・香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ・香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年12月28日から平成28年12月20日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年12月28日から平成24年1月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年6月および12月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知っている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

- 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日（第1、第2計算期間を除きます。）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしてします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年6月23日から平成27年12月21日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,273,298	962,717
投資信託受益証券	447,074,677	151,038,065
親投資信託受益証券	703,116	703,186
未収入金	4,999,999	3,800,000
流動資産合計	461,051,090	156,503,968
資産合計	461,051,090	156,503,968
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,765,589	2,704,926
未払解約金	5,437,736	-
未払受託者報酬	13,049	4,750
未払委託者報酬	478,668	174,590
その他未払費用	20,494	10,541
流動負債合計	10,715,536	2,894,807
負債合計	10,715,536	2,894,807
純資産の部		
元本等		
元本	1 433,235,369	1 245,902,420
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 17,100,185	2 92,293,259
(分配準備積立金)	1,091,691	-
元本等合計	450,335,554	153,609,161
純資産合計	450,335,554	153,609,161
負債純資産合計	461,051,090	156,503,968

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		34,076,699		21,380,551
受取利息		2,812		1,139
有価証券売買等損益		1,049,670		145,667,092
営業収益合計		33,029,841		124,285,402
営業費用				
受託者報酬		82,294		42,514
委託者報酬		3,018,988		1,560,677
その他費用		20,494		10,541
営業費用合計		3,121,776		1,613,732
営業利益又は営業損失（ ）		29,908,065		125,899,134
経常利益又は経常損失（ ）		29,908,065		125,899,134
当期純利益又は当期純損失（ ）		29,908,065		125,899,134
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		10,869,178		2,998,583
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		30,522,352		17,100,185
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,769,688		35,555,249
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		35,555,249
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,769,688		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,378,956		503,452
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,378,956		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		503,452
分配金		1 31,851,786		1 21,544,690
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		17,100,185		92,293,259

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	588,691,891円	433,235,369円
期中追加設定元本額	122,909,165円	2,723,253円
期中一部解約元本額	278,365,687円	190,056,202円

2.	特定期間末日における受益権の総数	433,235,369口	245,902,420口
3.	2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,293,259円でありませす。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>(自平成26年12月23日 至平成27年1月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,828,028円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(190,551,618円)及び分配準備積立金(3,191,758円)より分配対象額は200,571,404円(1万口当たり3,347.72円)であり、うち6,590,419円(1万口当たり110円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年6月23日 至平成27年7月21日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,606,145円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(120,770,061円)及び分配準備積立金(949,255円)より分配対象額は126,325,461円(1万口当たり3,347.64円)であり、うち4,150,930円(1万口当たり110円)を分配金額としております。</p>

(自平成27年1月21日 至平成27年2月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,793,745円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,744,012円)及び分配準備積立金(2,832,475円)より分配対象額は168,370,232円(1万口当たり3,334.61円)であり、うち5,554,096円(1万口当たり110円)を分配金額としております。

(自平成27年2月21日 至平成27年3月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,454,137円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,183,826円)及び分配準備積立金(2,027,066円)より分配対象額は167,665,029円(1万口当たり3,334.28円)であり、うち5,531,369円(1万口当たり110円)を分配金額としております。

(自平成27年7月22日 至平成27年8月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,173,352円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(116,574,458円)及び分配準備積立金(1,354,529円)より分配対象額は122,102,339円(1万口当たり3,352.21円)であり、うち4,006,685円(1万口当たり110円)を分配金額としております。

(自平成27年8月21日 至平成27年9月24日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,465,868円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(112,352,644円)及び分配準備積立金(1,464,588円)より分配対象額は117,283,100円(1万口当たり3,340.94円)であり、うち3,861,525円(1万口当たり110円)を分配金額としております。

（自平成27年3月21日 至平成27年4月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,958,394円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（143,551,441円）及び分配準備積立金（1,721,363円）より分配対象額は150,231,198円（1万口当たり3,335.82円）であり、うち4,953,940円（1万口当たり110円）を分配金額としております。

（自平成27年4月21日 至平成27年5月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,315,531円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（129,281,672円）及び分配準備積立金（1,428,014円）より分配対象額は135,025,217円（1万口当たり3,332.93円）であり、うち4,456,373円（1万口当たり110円）を分配金額としております。

（自平成27年9月25日 至平成27年10月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,781,466円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（110,831,252円）及び分配準備積立金（1,053,240円）より分配対象額は114,665,958円（1万口当たり3,311.27円）であり、うち3,809,195円（1万口当たり110円）を分配金額としております。

（自平成27年10月21日 至平成27年11月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,300,183円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（87,620,368円）及び分配準備積立金（20,146円）より分配対象額は89,940,697円（1万口当たり3,285.31円）であり、うち3,011,429円（1万口当たり110円）を分配金額としております。

	<p>（自平成27年5月21日 至平成27年6月22日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,628,920円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（138,651,209円）及び分配準備積立金（1,228,360円）より分配対象額は144,508,489円（1万口当たり3,335.57円）であり、うち4,765,589円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年11月21日 至平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,856,506円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（78,081,761円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は79,938,267円（1万口当たり3,250.81円）であり、うち2,704,926円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p>
--	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成27年12月21日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,934,546	16,214,575
親投資信託受益証券	71	0
合計	10,934,617	16,214,575

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期
自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0395円 (10,395円)	0.6247円 (6,247円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG BRL	2,136,595.400	151,038,065	
投資信託受益証券 合計			151,038,065	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	701,433	703,186	
親投資信託受益証券 合計			703,186	
合計			151,741,251	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（ブラジルリアルクラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド

ダイワグローバルトラストシリーズ
（オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト）

財務諸表

2015年5月29日

貸借対照表

2015年5月29日

（香港ドル建て）

資産

投資、時価（費用41,897,153ドル）	ドル	45,793,691
現金		66
為替先渡契約による評価益		336
未収：		
発行済み受益証券		862,012
配当		79,252
金融デリバティブ商品の未収追加証拠金		4,739,800
資産合計		51,475,157

負債

為替先渡契約による評価損	1,710,985
未払：	
資産保管報酬	381,196
専門家報酬	322,152
買戻し済みの受益証券	318,570
会計および管理会社報酬	167,835
受託会社報酬	40,291
名義書換代理会社報酬	31,849
投資運用会社報酬	12,770
為替仲介会社報酬	3,123
その他負債	71
負債合計	2,988,842

純資産	ドル	48,486,315
------------	-----------	-------------------

クラスA - ブラジルリアルクラス	ドル	26,349,793
クラスB - 豪ドルクラス		2,835,651
クラスC - 南アフリカランドクラス		1,655,493
クラスD - 資源国通貨クラス		1,722,655
クラスE - 香港ドルクラス		13,751,550
クラスF - 日本円クラス		2,171,173
	ドル	48,486,315

発行済み受益証券数

クラスA - ブラジルリアルクラス	3,621,257
クラスB - 豪ドルクラス	297,237
クラスC - 南アフリカランドクラス	193,211
クラスD - 資源国通貨クラス	204,275
クラスE - 香港ドルクラス	1,084,709
クラスF - 日本円クラス	272,025

1口当たりの純資産価額

クラスA - ブラジルリアルクラス	ドル	7.28
クラスB - 豪ドルクラス	ドル	9.54
クラスC - 南アフリカランドクラス	ドル	8.57
クラスD - 資源国通貨クラス	ドル	8.43
クラスE - 香港ドルクラス	ドル	12.68
クラスF - 日本円クラス	ドル	7.98

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

損益計算書

2015年5月29日に終了した年度

(香港ドル建て)

投資収益

利息収入	ドル	489
配当収入（源泉税50,905ドル控除後）		1,006,276
投資収益合計		1,006,765

費用

資産保管報酬		861,714
専門家報酬		356,353
会計および管理会社報酬		312,469
投資運用会社報酬		137,223
受託会社報酬		72,590
名義書換代理会社報酬		66,959
為替仲介会社報酬		3,973
登録料		758
費用合計		1,812,039

純投資損失 (805,274)**実現益および評価益（実現損および評価損）：****実現益（損）：**

有価証券投資		2,785,267
先物取引		1,970,465
外国為替取引および為替先渡契約		(8,022,001)
純実現損		(3,266,269)

評価益（損）の純変動：

有価証券投資		3,597,478
先物取引		(259,050)
外国為替換算および為替先渡契約		(1,333,468)
評価益の純変動		2,004,960

純実現損および純評価損 (1,261,309)

業務活動の結果生じた純資産の純減	ドル	(2,066,583)
------------------	----	-------------

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

純資産変動計算書

2015年5月29日に終了した年度

(香港ドル建て)

業務活動の結果生じた純資産の純増（減）:

純投資損失	ドル	(805,274)
純実現損失		(3,266,269)
評価益の純変動		2,004,960
業務活動の結果生じた純資産の純減		(2,066,583)
受益者への分配		(4,610,759)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増		7,096,325
純資産の純増		418,983
純資産		
期首		48,067,332
期末	ドル	48,486,315

クラスA - ブラジル リアルクラス	クラスB - 豪ドル クラス	クラスC - 南アフリカ ランドクラス	クラスD - 資源国通貨 クラス	クラスE - 香港ドル クラス	クラスF - 日本円 クラス
--------------------------	----------------------	---------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------

当ファンドの受益証

券取引

口数

発行	4,295,730	409,329	7,442	623,771	1,529,856	263,845
分配金の再投 資	458,065	12,819	39,242	33,914	14,367	3,959
買戻し	(3,330,970)	(367,852)	(647,613)	(735,874)	(1,681,988)	(223,870)

受益証券の純変動		1,422,825		54,296		(600,929)		(78,189)		(137,765)		43,934
金額												
発行	ドル	37,008,344	ドル	3,874,742	ドル	65,129	ドル	5,410,464	ドル	18,277,144	ドル	2,090,307
分配金の再投資												
買戻し		(27,157,033)		(3,630,999)		(5,504,339)		(6,702,158)		(19,338,589)		(1,907,446)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増(減)												
(減)	ドル	13,516,005	ドル	365,196	ドル	(5,100,749)	ドル	(1,003,156)	ドル	(895,668)	ドル	214,697

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務ハイライト

2015年5月29日に終了した年度

(香港ドル建て)

	クラスA - ブラジル リアルクラス		クラスB - 豪ドル クラス		クラスC - 南アフリカ ランドクラス		クラスD - 資源国通貨 クラス		クラスE - 香港ドル クラス		クラスF - 日本円 クラス	
	ドル	9.24	ドル	10.25	ドル	8.72	ドル	9.39	ドル	11.23	ドル	8.62
純資産価額、期首												
純投資収益(損失)*		(0.17)		(0.15)		(0.12)		(0.18)		(0.07)		0.01
投資証券純実現/評価益 (損)		(2.87)		(1.06)		(0.71)		(1.55)		1.17		(0.89)
投資活動からの総収益(損 失)		(3.04)		(1.21)		(0.83)		(1.73)		1.10		(0.88)
受益者への分配		1.08		0.50		0.68		0.77		0.35		0.24
純資産価額、期末	ドル	7.28	ドル	9.54	ドル	8.57	ドル	8.43	ドル	12.68	ドル	7.98
総利回り		(10.32%)		(1.98%)		6.53%		(2.03%)		16.39%		(4.59%)
平均純資産に対する比率:												
費用合計		4.17%		3.97%		4.76%		4.24%		2.87%		2.85%
純投資収益(損失)		(2.12%)		(1.59%)		(1.37%)		(2.17%)		(0.58%)		0.11%

*当年度における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表

2015年5月29日

(香港ドル建て)

株数	有価証券の明細		公正価値
	普通株 (62.7%)		
	中国 (27.5%)		
	銀行 (11.0%)		
262,000	Bank of China, Ltd. Class H	ドル	1,346,680
29,000	Bank of Communications Co., Ltd. Class H		214,020
277,000	China Construction Bank Corp. Class H		2,143,980
243,000	Industrial & Commercial Bank of China Class H		1,640,250
			<hr/>
			5,344,930
	石炭 (0.4%)		
11,000	China Shenhua Energy Co., Ltd. Class H		209,220
	コンピューター (0.6%)		
24,000	Lenovo Group, Ltd.		296,640
	食品 (1.1%)		
5,000	China Mengniu Dairy Co., Ltd.		220,750
6,000	Tingyi Cayman Islands Holding Corp.		98,760
24,000	Want Want China Holdings, Ltd.		209,760
			<hr/>
			529,270
	ヘルスケア製品 (0.5%)		
2,500	Hengan International Group Co., Ltd.		222,750
	保険 (3.9%)		
25,000	China Life Insurance Co., Ltd. Class H		932,500
8,500	Ping An Insurance Group Co. of China, Ltd. Class H		968,150
			<hr/>
			1,900,650
	インターネット (6.0%)		
18,500	Tencent Holdings, Ltd.		2,887,850
	石油・ガス (4.0%)		
84,000	China Petroleum & Chemical Corp. Class H		573,720
59,000	CNOOC, Ltd.		715,080
70,000	Petrochina Co., Ltd. Class H		642,600
			<hr/>
			1,931,400
	中国合計 (費用 10,662,835ドル)		<hr/>
			13,322,710

香港 (27.5%)		
航空 (0.2%)		
4,000	Cathay Pacific Airways, Ltd.	79,360
銀行 (1.9%)		
4,600	Bank of East Asia, Ltd.	160,540
12,000	BOC Hong Kong Holdings, Ltd.	383,400
2,500	Hang Seng Bank, Ltd.	388,500
		932,440
流通/卸売 (0.3%)		
20,000	Li & Fung, Ltd.	134,200
総合金融サービス (2.3%)		
3,700	Hong Kong Exchanges and Clearing, Ltd.	1,102,600
電力 (1.8%)		
6,000	China Resources Power Holdings Co., Ltd.	129,600
6,000	CLP Holdings, Ltd.	406,800
4,500	Power Assets Holdings, Ltd.	334,125
		870,525
ガス (0.8%)		
21,000	Hong Kong & China Gas Co., Ltd.	392,280
多角的企業 (2.8%)		
4,000	China Merchants Holdings International Co., Ltd.	136,400
7,000	Hutchison Whampoa, Ltd.	805,000
2,000	Swire Pacific, Ltd. Class A	208,000
4,000	Wharf Holdings, Ltd.	214,200
		1,363,600
保険 (4.1%)		
39,600	AIA Group, Ltd.	2,017,620

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表 (続き)

2015年5月29日

(香港ドル建て)

株数	有価証券の明細	公正価値
	普通株 (62.7%) (続き)	
	香港 (27.5%) (続き)	
	投資会社 (1.1%)	

4,500	CK Hutchison Holdings Ltd.	ドル	542,700
	鉄鋼 (0.5%)		
16,000	Citic Pacific, Ltd.		239,360
	宿泊施設 (0.6%)		
8,000	Galaxy Entertainment Group, Ltd.		296,800
	石油・ガス (0.2%)		
10,000	Kunlun Energy Co., Ltd.		84,100
	不動産 (4.4%)		
4,500	Cheung Kong Property Holdings, Ltd.		211,950
14,000	China Overseas Land & Investment, Ltd.		392,000
8,222	China Resources Land, Ltd.		203,083
7,000	Hang Lung Properties, Ltd.		171,150
3,000	Henderson Land Development Co., Ltd.		187,350
17,000	New World Development Co., Ltd.		174,760
12,000	Sino Land Co., Ltd.		158,880
5,000	Sun Hung Kai Properties, Ltd.		656,000
			2,155,173
	不動産投資信託 (0.7%)		
7,500	Link REIT		338,625
	小売 (0.6%)		
15,000	Belle International Holdings, Ltd.		148,500
6,000	China Resources Enterprise, Ltd.		138,900
			287,400
	通信 (4.8%)		
20,000	China Mobile, Ltd.		2,048,000
20,000	China Unicom Hong Kong, Ltd.		262,000
			2,310,000
	運輸 (0.4%)		
5,000	MTR Corp., Ltd.		186,000
	香港合計 (費用 11,567,086ドル)		13,332,783
	マカオ (0.5%)		
	宿泊施設 (0.5%)		
8,000	Sands China, Ltd.		240,000
	マカオ合計 (費用428,105ドル)		240,000
	英国 (7.2%)		
	銀行 (7.2%)		
47,200	HSBC Holdings PLC		3,502,240
	英国合計 (費用 3,843,169ドル)		3,502,240
	普通株合計 (費用 26,501,195ドル)		
		ドル	30,397,733
元本価格	短期投資 (31.8%)		
	グランド・ケイマン (0.0%)		

		定期預金 (0.0%)		
		Brown Brothers Harriman & Co.		
JPY	6	0.01% due 06/01/15		-
				-
		グランド・ケイマン合計 (費用0ドル)		(1)

¹
1ドル未満

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表（続き）

2015年5月29日

（香港ドル建て）

元本価格	有価証券の明細		公正価値
	短期投資 (31.8%) (続き)		
	英国 (31.8%)		
	定期預金 (31.8%)		
	HSBC Bank		
HKD 15,395,958	0.01% due 06/01/15		15,395,958
			15,395,958
	英国合計 (費用15,395,958ドル)		15,395,958
	短期投資合計 (費用15,395,958ドル)		15,395,958
		純資産に占める	
		割合	公正価値
	投資合計 (費用 41,897,153ドル)	94.5%	ドル 45,793,691
	現金その他資産の負債超過分	5.5	2,692,624
	純資産	100.0%	ドル 48,486,315

2015年5月29日時点で以下の未決済の指数先物取引の担保として現金4,999,700ドルが差し入れられている。

先物取引残高（2015年5月29日現在）

ポジション	明細	満期月	数量	評価（損）
-------	----	-----	----	-------

Long Hang Seng Index Future 2015年6月 13 ドル (259,900)

ファンド・レベルの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)
JPY	Citibank N.A.	5,100,000	2015年6月2日	HKD	318,234	ドル 336	ドル -	ドル 336

クラスA - ブラジルリアルクラスの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)
BRL	Citibank N.A.	10,531,116	2015年6月29日	HKD	26,754,933	ドル -	ドル (1,437,859)	ドル (1,437,859)

クラスB - 豪ドルクラスの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)
AUD	Citibank N.A.	475,094	2015年6月29日	HKD	2,914,937	ドル -	ドル (100,068)	ドル (100,068)

クラスC - 南アフリカランドクラスの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)
ZAR	Citibank N.A.	2,676,070	2015年6月29日	HKD	1,727,992	ドル -	ドル (30,938)	ドル (30,938)

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2015年5月29日

(香港ドル建て)

クラスD - 資源国通貨クラスの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)
AUD	Citibank N.A.	95,207	2015年6月29日	HKD	588,046	ドル -	ドル (23,963)	ドル (23,963)
BRL	Citibank N.A.	226,928	2015年6月29日	HKD	580,442	ドル -	ドル (34,939)	ドル (34,939)
ZAR	Citibank N.A.	907,224	2015年6月29日	HKD	583,525	ドル -	ドル (8,191)	ドル (8,191)
						ドル -	ドル (67,093)	ドル (67,093)

クラスF - 日本円クラスの為替先渡契約(2015年5月29日現在)

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	純評価益(損)	
JPY	Citibank N.A.	35,713,174	2015年6月29日	HKD	2,306,840	ドル	-	ドル (75,027)	ドル (75,027)

デリバティブ商品の価値

潜在的ネットティング契約も含めた当ファンドのデリバティブ取引のポジションが以下の表に要約されている。デリバティブ商品の追加情報については、注記2デリバティブ商品を参照。

	カウンター パーティ	デリバティブ		デリバティブ		受入担保	差入担保	純額*
		資産価値	負債価値	負債価値	資産価値			
OTCデリバティブ								
為替先渡契約	Citibank N.A.	ドル	336	ドル	(1,710,985)	ドル	-	ドル (1,710,649)
統一機構清算デリバティブ								
先物取引	Daiwa Securities	ドル	-	ドル	(259,900)	ドル	-	ドル 259,000
合計		ドル	336	ドル	(1,970,885)	ドル	-	ドル 259,900

*純額とはデフォルトの場合にカウンターパーティから受け取る債権(へ支払うべき債務)を示している。ネットティングは同一の法実態との同一の法的契約の下で行われる契約間で認められる。

通貨の略称:

AUD	-	豪ドル
BRL	-	ブラジル・リアル
HKD	-	香港ドル
JPY	-	日本円
ZAR	-	南アフリカ・ランド

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務諸表への注記

2015年5月29日

1. 組織

ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド(以下「当ファンド」)はダイワ・グローバル・トラスト(以下「当トラスト」)のシリーズ・トラストである。当ファンドはオープンエンド型のユニットトラストで、ケイマン諸島で設立された。当トラストは、2011年6月17日に、ケイマン諸島の法律に基づいて法人化された信託会社であるBrown

Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (以下「受託会社」)により、信託宣言に従って設立された。当ファンドは、2011年12月28日に業務を開始した。

当ファンドには6つのクラスから成るユニットが発行された：クラスA - ブラジルリアルクラス、クラスB - 豪ドルクラス、クラスC - 南アフリカランドクラス、クラスD - 資源国通貨クラス、クラスE - 香港ドルクラス、クラスF - 日本円クラス(以下それぞれ、および総称して「クラス」とする)。全てのクラスは日本円にて申し込み、買戻し、分配する。各クラスは類似した資産プールに投資する。クラス名にある各クラスと関連する通貨は、香港ドルに対してヘッジされる。ただし、クラスE - 香港ドルクラスはヘッジされない。また、クラスD - 資源国通貨クラスはCommodity Market Currency (以下「商品市場通貨」)であるブラジルリアル、豪ドル、南アフリカランドに対してその比率に応じてヘッジされる。

当ファンドの投資目的は、香港ハンセン指数(以下「ベンチマーク」)の実績をおおむね捉えた投資結果を追求し、主に香港証券取引所の上場株式への投資、および当ファンドのクラス構造における為替オーバーレイテクニクを通して安定したリターンと信託財産の成長を達成することである。

Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. (以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社を務める。

2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」)に準拠して財務諸表を作成する際に常に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違って来る可能性がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定。 当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額(「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額)をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。当ファンドの純資産価額は各取引日の業務終了時に計算される。取引日とはニューヨーク、日本、および香港の銀行、ならびに香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

総資産価額が香港ドル建てではない場合は、独立した公認プライシング・サービスが提供するロンドン時間午後4時のスポットレートを用いて香港ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たりの純資産価額は、独立した公認プライシング・サービスが提供するロンドン時間午後4時のスポットレートを用いて日本円に換算され、外国為替に関連して生じたいかなる費用も当ファンドの資産から支払われる。

(B) 証券評価。 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、直前に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立のプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。

市場相場が容易に入手できない有価証券とその他の資産は、投資運用会社からの助言に基づき誠実に決定した公正価値により評価される。市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ(たとえば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格)が存在しな

い状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格は容易に入手できないとみなされる。

管理会社は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、投資運用会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要とする場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価額の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（たとえば強制競売の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定 - U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル1測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル3測定）に置かれている。

同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- ・ レベル1の公正価値測定は、同一の資産または負債について活発な市場における（未調整の）相場価格に基づいて算出する。
- ・ レベル2の公正価値測定は、当該資産または負債について直接的に（すなわち価格）または間接的に（すなわち価格から算出される）観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットに基づいて算出する。
- ・ レベル3の公正価値測定は、当該資産または負債について観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法に基づいて算出する。

インプットはさまざまな評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。投資運用会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検

証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する投資運用会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

投資対象。 活発な市場における相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資対象には通常、株式が含まれる。たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、こうした商品の相場価格は調整されない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類される。これらには、先渡取引が含まれることがある。レベル2の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

デリバティブ商品。 当ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、当ファンドがデリバティブを使用して当ファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場が当ファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブの取得原価がヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高について当ファンドが予想する価値と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。当ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、あるいはヘッジ取引が利用できる、またはコスト効率が良くなるという保証はない。当ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。当ファンドがデリバティブ商品に投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合に当ファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物取引や上場オプション取引といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1かレベル2に分類される。

為替先渡契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、カウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価される。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。一般的な為替先渡契約やスワップ取引などの特定のOTCデリバティブは、市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2に分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

財務諸表への注記(続き)

2015年5月29日

以下の表は貸借対照表に記載された2015年5月29日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内の香港ドル建てのレベル別に示したものである*。

株式その他	(調整前)			2015年5月29日時点の 公正価値
	同一の投資対象に対する 活発な市場の相場価格 (レベル1)	重要でその他の観察 可能なインプット (レベル2)	重要で観察不能な インプット (レベル3)	
航空	ドル 79,360	ドル -	ドル -	ドル 79,360
銀行	9,779,610	-	-	9,779,610
石炭	209,220	-	-	209,220
コンピューター	296,640	-	-	296,640
流通/卸売	134,200	-	-	134,200
総合金融	1,102,600	-	-	1,102,600
電力	870,525	-	-	870,525
食品	529,270	-	-	529,270
ガス	392,280	-	-	392,280
ヘルスケアプロダクト	222,750	-	-	222,750
多角的企業	1,363,600	-	-	1,363,600
保険	3,918,270	-	-	3,918,270
インターネット	2,887,850	-	-	2,887,850
投資会社	542,700	-	-	542,700
鉄鋼	239,360	-	-	239,360
宿泊施設	536,800	-	-	536,800
石油・ガス	2,015,500	-	-	2,015,500
不動産	2,155,173	-	-	2,155,173
不動産投資信託	338,625	-	-	338,625
小売	287,400	-	-	287,400
通信	2,310,000	-	-	2,310,000
運輸	186,000	-	-	186,000
定期預金	15,395,958	-	-	15,395,958
投資合計	ドル 45,793,691	ドル -	ドル -	ドル 45,793,691

金融デリバティブ商品****資産**

為替先渡契約	ドル	-	ドル	336	ドル	-	ドル	336
--------	----	---	----	-----	----	---	----	-----

負債

先物	ドル	(259,900)	ドル	-	ドル	-	ドル	(259,900)
為替先渡契約		-		(1,710,985)		-		(1,710,985)

*有価証券の分類について、さらに情報が必要な場合は、投資明細表を参照のこと。

**金融デリバティブ商品には未決済の為替先渡契約および先物取引の評価益/評価(損)が含まれている。

2015年5月29日に終了した会計年度においては、レベル1、レベル2、およびレベル3間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計年度末時点で計算している。

(C) 証券取引と投資収益。 証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。証券売却による実現損益は個別法によって記録される。利息収入は発生主義に基づき記録される。配当収入は配当落ち日に記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。その他所得として定期預金からの受取利子が含まれることがある。

(D) 分配方針。 受託会社は投資運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現資本利得および純評価資本利得、ならびに当ファンドの元本から支払われる。

これに従って投資運用会社は各月の2日現在(もし2日が営業日ではない場合はその前営業日)、「登録日」の登録受益者に対して同3日(もし3日が営業日ではない場合はその翌営業日)、「配当落ち日」に月次分配金を支払う方針である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資口座に反映される。

投資運用会社は分配方針を変更し、受託会社と協議し、受益者決議による受益者の同意を得たうえで随時決定する頻度でかかる金額を分配するか分配を手配することがある。

財務諸表への注記(続き)**2015年5月29日**

2015年5月29日で終了した年度に申告された分配金と再投資は以下のとおり：

受益者に対する分配金		金額
クラスA - ブラジルリアルクラス	ドル	3,664,694
クラスB - 豪ドルクラス		121,453
クラスC - 南アフリカランドクラス		338,461
クラスD - 資源国通貨クラス		288,538
クラスE - 香港ドルクラス		165,777

クラスF - 日本円クラス

31,836

分配金合計	ドル	4,610,759
--------------	-----------	------------------

(E) 現金と外貨。 当ファンドの報告通貨は香港ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならび他の資産および負債の価値の変動は、為替差損益の評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日に、それぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が有価証券およびデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中で相場価格およびこれら証券の価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) 定期預金。 当ファンドは投資運用会社の定めるところにより、保管会社を通じて余分な現金残高を1つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金に預ける。これらは当ファンドの投資明細表の短期投資に分類される。2015年5月29日現在の定期預金残高は投資明細表に記載されている。

(G) 為替先渡契約。 当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先渡契約を結ぶことができる。為替先渡契約は将来の一定の日に特定の価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先渡契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先渡契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は、通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先渡契約を結ぶことも認められている。クラス固有の為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2015年5月29日現在の為替先渡契約の残高は投資明細表に記載されている。

(H) 先物取引。 当ファンドは、先物取引を行うことができる。当ファンドは、証券市場または金利および通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物取引を利用することができる。また、当ファンドは、外国通貨に対する直接投資を行う手段として、ヘッジ目的以外で外国通貨の先物取引またはオプションを購入または売却することができる。先物取引の利用に伴う主なリスクには、当ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物取引の価格との間の不完全な相関関係、市場が非流動的である可能性、およびカウンターパーティが契約の条件を満たせない可能性がある。先物取引は相場の日々の決済価格に基づいて評価される。先物取引の締結に際し、当ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金または米国政府債または政府機関債を先物ブローカーに預託することを要する。先物取引は日々値洗いされ、評価額の変動により適切な未払金あるいは未収入金が当ファンドによって貸借対照表に計上される。損益は認識されるが、当該取引が満了または終了するまで実現されたとはみなされない。先物取引には、貸借対照表に開示された追加証拠金を上回るさまざまな程度の損失リスクが含まれている。2015年5月29日現在の先物取引の残高は投資明細表に記載されている。

(I) デリバティブ商品。 ASC 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブ商品を使用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することを当ファンドに要求している。当ファンドはデリバティブ商品をASC 815に基づくヘッジ手段として指定していない。

当ファンドは、主にトレーディング目的で、インデックス先物取引、為替先渡契約を含むさまざまなデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブ商品の主なリスク・エクスポージャーは、証券リスク、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブ商品の公正価値は貸借対照表に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に先物あるいは先渡の実現利益（損失）または評価利益（損失）の純変動として反映される。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

2015年5月29日現在の貸借対照表におけるデリバティブ商品の公正価値 ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

計上科目	証券リスク	外国為替リスク	合計
デリバティブ資産			
外国為替先渡契約に係る評価益	ドル	336	ドル 336
デリバティブ負債			
外国為替先渡契約に係る評価損	ドル	(1,710,985)	ドル (1,710,985)
先物取引に係る評価損*	ドル	(259,900)	ドル (259,900)

*デリバティブ商品の公正価値には、投資明細表の中で報告されている先物取引の累積的な上昇 / (下落) が含まれる。現時点の追加証拠金のみが貸借対照表で報告されている。

2015年5月29日で終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響 ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

計上科目	証券リスク	外国為替リスク	合計
業務活動の結果生じたと認識される			
デリバティブの実現益（損）			
外国為替先渡契約に係る純実現損	ドル	(8,160,892)	ドル (8,160,892)
先物取引に係る純実現益	ドル	1,970,465	ドル 1,970,465
業務活動の結果生じたと認識される			
デリバティブの評価益（損）の変動			
外国為替先渡契約に係る純評価損	ドル	(1,340,798)	ドル (1,340,798)
先物取引に係る純評価損	ドル	(259,050)	ドル (259,050)

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

2015年5月29日で終了した年度における為替先渡契約の平均想定元本はおおよそ以下のとおりであった：

ファンド・レベル	ドル	815,928
クラスA - ブラジルリアルクラス	ドル	28,831,156
クラスB - 豪ドルクラス	ドル	2,617,167
クラスC - 南アフリカランドクラス	ドル	4,058,234
クラスD - 資源国通貨クラス	ドル	3,214,856
クラスF - 日本円クラス	ドル	1,128,769

2015年5月29日に終了した年度における先物取引の平均想定元本は11,923,781ドルであった。

先物取引は取引所または統一清算機関で取引や清算が行われる。取引所での取引や清算所での清算はOTC取引に比べてファンドに対するカウンターパーティリスクが一般的に少ない。取引所や清算所は契約に対して当ファンドとブローカーとの間に入るため、信用リスクは一般に取引所または清算機構および清算会員に係る決済不履行に限定される。

取引所で取引されるまたは清算されるデリバティブ商品を目的とした担保または証拠金要件はブローカーまたは該当する清算機構が設定する。取引所での取引および取引所での清算取引の証拠金要件がある場合、貸借対照表に金融デリバティブ商品の追加証拠金として詳記される。上場取引または清算取引のために当ファンドの差入れた証券がある場合には投資明細表に担保要件として注記される。

2015年5月29日現在保有している先物取引は公認の証券取引所に上場されている。

当ファンドはOTCデリバティブおよび外国為替契約を運営する一定のカウンターパーティが適宜結ぶInternational Swaps and Derivatives Association Master Agreement、International Foreign Exchange Master AgreementもしくはForeign Exchange and Options Master Agreement等のマスターネットティング契約へ加入している。マスターネットティング契約は当事者の包括的義務、表明、協定、担保要件、デフォルトおよび早期解約事象などに関する条項を含む。

担保要件は各カウンターパーティと当ファンドとのネット・ポジションに基づいて決定される。現金、または米国政府、同政府機関の発行した債券もしくは当ファンドおよび関連するカウンターパーティが同意したその他証券が担保になることができる。一定のカウンターパーティに関して、マスターネットティング契約の条項に従って、当ファンドへ差し入れられた担保があれば当ファンドの保管会社により分別口座に保管される。また、売却または再担保することのできる金額に関しては投資明細表に表示される。当ファンドが差し入れる担保があれば当ファンドの保管会社により分別され投資明細表の中で分類される。2015年5月29日現在、マスターネットティング契約に関連する差入担保はなかった。

3. 受益証券

2015年5月29日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

1口当たり純資産価額は日本円で計算され、支払われる。2015年5月29日時点のクラスA - ブラジルリアルクラス、クラスB - 豪ドルクラス、クラスC - 南アフリカランドクラス、クラスD - 資源国通貨クラス、クラスE - 香港ドルクラス、クラスF - 日本円クラスの純資産価額はそれぞれ、116.482円、152.726円、137.166円、135.004円、202.963円、127.784円だった。

(A) 受益証券の購入申込み。 受益証券の当初発行の後、適格投資家は申込日に当該クラスの受益証券1口あたり純資産価額と同額の申込価額で各営業日に受益証券への申し込みをすることができます。

(B) 買戻し。 投資運用会社は各受益者の利益のために、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日（ニューヨーク、東京、および香港の銀行、ならびに香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日）における受益証券1口当たり純資産価額）で買戻してもらうよう、受託会社またはその正式に指定された代理人に買戻通知を提出することができます。

受託会社は、時期や理由を問わず、5営業日以前に書面によって受益者に通知すれば、その時点の受益証券1口あたり純資産価額から受託会社が負担した費用またはかかる受益者が支払うべき金額を控除後の金額で、受益証券の全部または一部を買戻すことができる。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

4. 市場、信用および戦略リスク

当ファンドの投資は投機的であり多くのリスクを伴う。他のファンドと同様、当ファンドが投資期間において常に、投資目的を達成する、または当ファンドの実績が元本を上回るといった保証はない。

したがって、当ファンド申し込みを考える投資家は以下のリスク要因を検討すべきである。以下のリスク要因は当ファンドへの投資に係るすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) カウンターパーティおよびブローカー。 当ファンドまたは当ファンドの代理人が取引または投資を行う金融機関およびカウンターパーティ（銀行および証券会社を含む）は財務上の困難および当ファンドに対するそれぞれの義務の不履行に直面する可能性がある。そのようないかなる不履行も当ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、当ファンドは一定の取引の確保のためにカウンターパーティに担保を差し入れることがある。

当ファンドは各カウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶことによりカウンターパーティ信用リスクに対するエクスポージャーを減らす努力をしている。マスターネットティング契約により当ファンドは当該カウンターパーティの信用品質が特定の水準以下に劣化した場合契約に基づいて売買されているすべての取引を終了させる権利が付与される。また、マスターネットティング契約により、もう一方の当事者の不履行事象が生じた場合または当該契約が終了した場合、当契約に基づいて売買されたすべての取引を終了させること、および、各取引の債務額と一方の当事者から他方の当事者への未払い額とを相殺する権利が各当事者に付与される。当ファンドのOTCデリバティブに係るカウンターパーティの信用リスクから生じる最大の損失リスクは一般に未実現評価益総額およびカウンターパーティの未払支払額でカウンターパーティが当ファンドに差し入れた担保を超える部分である。当ファンドは、一定の最小限度の譲渡条項を条件として、OTCデリバティブにおけるカウンターパーティを便益者とする各カウンターパーティの未実現評価益を超える額のOTCデリバティブに係る担保の差し入れを要求される場合があり、このような差入担保は投資明細表に明記される。

(B) 資産保管リスク。 当ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管会社が保有する資金または証券の全部または一部を当ファンドが失う可能性がある。

(C) 補償リスク。 当ファンドは、受託会社、管理会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社のそれぞれには、一定の状況下において、補償することに同意している。

(D) 市場リスクおよび選定リスク。 市場リスクは、当ファンドが投資している1つまたは複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含む。選定リスクは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(E) 為替リスク。 当ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、香港ドル以外の通貨建てである場合がある。そのため、外国為替レートの変動は当ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、香港ドルの価値が他の通貨に対して上昇した場合、他の通貨建ての有価証券は、その通貨価値の下落が香港ドルへの換算に影響するため、価値が下落する。反対に、香港ドルの価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建ての有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、当ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、当ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。

当ファンドおよびクラスはさまざまな外国為替取引を通じ、規定に従って、特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けたり、当ファンドおよびクラスのパフォーマンスをあげたり、ヘッジするために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社の通貨プログラムが成功するという保証はなく、香港ドルの価値が当ファンドおよびクラスの他の機能通貨に対して下落する場合、当ファンドおよびクラスはこれらの為替変動により損失を被ることがある。さらに、当ファンドおよびクラスは投資運用会社が指定した為替戦略に係る取引コストを支払わなければならない。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

(F) デリバティブ。 当ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの強化の追求を目的としてデリバティブ商品を使用することがある。デリバティブにより、当ファンドはリスク・エクスポージャーを他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的に増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う：

- ・ **信用リスク**— デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）が当ファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ **レバレッジリスク**— 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ **流動性リスク**— 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考えられる価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融取引であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。当ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および/または金利または通貨リスクなどの他のリスクを軽減するために策定された戦略の一環としてデリバティブを用いる。当ファンドは、レバレッジの目的でデリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジリスクが伴う。

当ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、流動性リスク、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の複数のリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値を変動させるリスクは原資産、金利または指数と完全に相関しないことがある。当ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合に当ファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

5. 保証と補償

当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の業務過程において、当ファンドはさまざまな補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ生じていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

6. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当トラストを構成する資産、または当ファンドのもとで生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当は何もなかった。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。受託会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当では必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2015年5月29日現在、調査対象となっている税務年度は、米国以外の主要な税務管轄によって異なり、また時効に係る法令に基づき、2011年（営業開始）から2015年5月29日に至るまでの期間である。米国連邦の管轄の調査対象となる年度は2011年（営業開始）から2015年5月29日に至るまでの期間である。

7. 報酬、費用および関連当事者取引

(A) 会計および管理会社報酬。 Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）は年間45,000米ドル（香港ドル相当額）を下限とすることを条件に、当ファンドから資産ベースの取引手数料を受け取る。管理会社は最初の5億米ドル（香港ドル相当額）の0.06%、次の5億米ドル（香港ドル相当額）の0.05%、そして純資産が10億米ドル（香港ドル相当額）以上の場合はその0.04%を年間報酬として受け取る。2015年5月29日に終了した年度に管理会社が稼得した報酬ならびに管理会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

(B) 資産保管報酬。 Brown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）は、資産の市場動態に依存する資産ベースの取引手数料を受け取る。保管会社はまた、純資産の0.005%をサービスに対する報酬として受け取る。2015年5月29日に終了した年度に保管会社が稼得した報酬ならびに保管会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

(C) 為替仲介会社報酬。 投資運用会社は、Brown Brothers Harriman & Co.（以下「為替仲介会社」）と為替管理契約を締結しており、これに基づき、パッシブ・ヘッジ・シェア・クラスの資産（ヘッジを行わないクラスE資産を除く）について年率0.01%の報酬を受け取る。為替仲介会社はサービスを提供し、パッシブ為替投資ストラテジー達成のために投資運用会社を補助する責任を負う。2015年5月29日に終了した年度に為替仲介会社が稼得した報酬ならびに為替仲介会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

(D) 名義書換代理会社報酬。 Brown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書換代理会社」）は、全資産の0.01%の年間報酬および1取引につき10米ドル（香港ドル相当額）および手作業の取引に対して1取引当たり25ドルの追加名義書換代理会社報酬を受け取る。2015年5月29日に終了した年度に名義書換代理会社が稼得した報酬ならびに名義書換代理会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

(E) 受託会社報酬。 受託会社は当ファンドの全資産による純資産価額の0.01%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。年間最低報酬は10,000米ドル（香港ドル相当額）であることを条件とする。1年未満の期間の報酬は日割計算される。2015年5月29日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬ならびに受託会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

(F) 投資運用会社報酬。 投資運用会社は、当ファンドの資産から毎年純資産価額の0.305%の報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。2015年5月29日に終了した年度に投資運用会社が稼得した報酬ならびに投資運用会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および貸借対照表にそれぞれ開示されている。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月29日

(G) 関連当事者への投資 当ファンドは、受託会社の関連会社Brown Brothers Harriman & Co.と為替先渡契約を締結することが認められている。2015年5月29日に終了した年度末時点におけるBrown Brothers Harriman & Co.との為替先渡契約はすべて、投資明細表に開示されている。2015年5月29日に終了した年度において、Brown Brothers Harriman & Co.との外国為替先渡契約の純実現損は116米ドルがあり、損益計算書に開示されている。

8. 後発事象

受託会社は、これらの財務諸表が発表された日である2015年10月7日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2015年5月30日から2015年10月7日までに、8,284,190ドルの受益証券の発行および8,834,292ドルの受益証券の買戻が行われた。同期間中に、1,504,236ドルの分配と再投資が行われた。当ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	160,933	521,139
国債証券	1,000,140	600,048
未収利息	76	6
前払費用	243	251
流動資産合計	1,161,392	1,121,444
資産合計	1,161,392	1,121,444
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,118,670
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,817	2,774
元本等合計	1,161,392	1,121,444
純資産合計	1,161,392	1,121,444

負債純資産合計	1,161,392	1,121,444
---------	-----------	-----------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1期首	平成26年12月23日	平成27年6月23日
期首元本額	5,176,176円	1,158,575円
期中追加設定元本額	438,951円	- 円
期中一部解約元本額	4,456,552円	39,905円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
香港ハンセン指数ファンド (通貨選択型)ブラジルリアルコース	701,433円	701,433円
香港ハンセン指数ファンド (通貨選択型)豪ドルコース	70,922円	70,922円
香港ハンセン指数ファンド (通貨選択型)南アフリカランドコース	56,660円	56,660円
香港ハンセン指数ファンド (通貨選択型)資源国通貨コース	40,571円	40,571円

香港ハンセン指数ファンド （通貨選択型）香港ドルコース	238,677円	238,677円
香港ハンセン指数ファンド （通貨選択型）日本円コース	50,312円	10,407円
計	1,158,575円	1,118,670円
2. 期末日における受益権の総数	1,158,575口	1,118,670口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	100	18
合計	100	18

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成26年12月10日から平成27年6月22日まで、及び平成27年12月10日から平成27年12月21日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額	1.0024円	1.0025円
(1万口当たり純資産額)	(10,024円)	(10,025円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 3 6 2年国債	600,000	600,048	
国債証券	合計		600,048	
合計			600,048	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月23日から平成27年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりません。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	510,324	382,909
投資信託受益証券	60,236,267	32,183,442
親投資信託受益証券	71,092	71,099
未収入金	-	699,999
流動資産合計	60,817,683	33,337,449
資産合計	60,817,683	33,337,449
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	264,575	198,737
未払解約金	-	699,631
未払受託者報酬	1,614	1,061
未払委託者報酬	59,432	39,243
その他未払費用	1,959	1,800
流動負債合計	327,580	940,472
負債合計	327,580	940,472
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 44,095,897	¹ 33,122,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 16,394,206	² 726,005
（分配準備積立金）	1,541,302	633,662
元本等合計	60,490,103	32,396,977
純資産合計	60,490,103	32,396,977
負債純資産合計	60,817,683	33,337,449

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		1,178,092		1,148,473
受取利息		402		133
有価証券売買等損益		4,557,105		16,401,292
営業収益合計		5,735,599		15,252,686
営業費用				
受託者報酬		8,106		7,451
委託者報酬		298,739		275,021
その他費用		1,959		1,800
営業費用合計		308,804		284,272
営業利益又は営業損失（ ）		5,426,795		15,536,958
経常利益又は経常損失（ ）		5,426,795		15,536,958
当期純利益又は当期純損失（ ）		5,426,795		15,536,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,337,849		132,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		10,223,678		16,394,206
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,443,952		110,172
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,443,952		110,172
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,985,480		343,611
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,985,480		343,611
分配金		1,137,890		1,148,215
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		16,394,206		726,005

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	39,631,788円	44,095,897円
期中追加設定元本額	39,765,191円	867,470円
期中一部解約元本額	35,301,082円	11,840,385円

2.	特定期間末日における受益権の総数	44,095,897口	33,122,982口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は726,005円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>(自平成26年12月23日 至平成27年1月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(221,471円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,897,628円)及び分配準備積立金(396,911円)より分配対象額は14,516,010円(1万口当たり3,710.60円)であり、うち234,722円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年6月23日 至平成27年7月21日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(169,876円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(17,500,078円)及び分配準備積立金(1,541,302円)より分配対象額は19,211,256円(1万口当たり4,356.61円)であり、うち264,580円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>

（自平成27年1月21日 至平成27年2月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（175,820円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,345,997円）及び分配準備積立金（379,925円）より分配対象額は14,901,742円（1万口当たり3,694.18円）であり、うち242,030円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年2月21日 至平成27年3月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（142,524円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,178,621円）及び分配準備積立金（296,204円）より分配対象額は15,617,349円（1万口当たり3,672.25円）であり、うち255,168円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年7月22日 至平成27年8月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（158,961円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,500,516円）及び分配準備積立金（1,446,598円）より分配対象額は19,106,075円（1万口当たり4,332.66円）であり、うち264,587円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年8月21日 至平成27年9月24日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（147,399円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,868,329円）及び分配準備積立金（1,340,972円）より分配対象額は19,356,700円（1万口当たり4,305.44円）であり、うち269,751円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年3月21日 至平成27年4月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（137,482円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,609,311円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,986,560円）及び分配準備積立金（113,933円）より分配対象額は12,847,286円（1万口当たり4,188.21円）であり、うち184,049円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年4月21日 至平成27年5月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（111,614円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（787,820円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,451,512円）及び分配準備積立金（1,101,825円）より分配対象額は14,452,771円（1万口当たり4,416.51円）であり、うち196,346円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年9月25日 至平成27年10月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（156,413円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,045,109円）及び分配準備積立金（1,094,235円）より分配対象額は17,295,757円（1万口当たり4,284.20円）であり、うち242,225円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（自平成27年10月21日 至平成27年11月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（120,531円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,045,761円）及び分配準備積立金（1,008,423円）より分配対象額は17,174,715円（1万口当たり4,254.06円）であり、うち242,235円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

	<p>（自平成27年5月21日 至平成27年6月22日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（92,642円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,499,678円）及び分配準備積立金（1,713,235円）より分配対象額は19,305,555円（1万口当たり4,378.08円）であり、うち264,575円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年11月21日 至平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（104,930円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（13,164,583円）及び分配準備積立金（727,469円）より分配対象額は13,996,982円（1万口当たり4,225.76円）であり、うち198,737円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>
--	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,099,531	1,917,485
親投資信託受益証券	7	0
合計	2,099,538	1,917,485

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3718円 (13,718円)	0.9781円 (9,781円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG AUD	298,725.050	32,183,442	
投資信託受益証券 合計			32,183,442	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	70,922	71,099	
親投資信託受益証券 合計			71,099	
合計			32,254,541	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（豪ドルクラス）」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月23日から平成27年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりません。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	367,952	195,833
投資信託受益証券	25,784,277	16,033,374
親投資信託受益証券	56,795	56,801
未収入金	-	50,000
流動資産合計	26,209,024	16,336,008
資産合計	26,209,024	16,336,008
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	147,525	146,484
未払受託者報酬	770	469
未払委託者報酬	28,474	17,480
その他未払費用	894	746
流動負債合計	177,663	165,179
負債合計	177,663	165,179
純資産の部		
元本等		
元本	1 21,075,102	1 20,926,376
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 4,956,259	2 4,755,547
（分配準備積立金）	1,391,404	1,221,574
元本等合計	26,031,361	16,170,829
純資産合計	26,031,361	16,170,829
負債純資産合計	26,209,024	16,336,008

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		961,650		886,904
受取利息		4		5
有価証券売買等損益		2,360,112		9,677,801
営業収益合計		3,321,766		8,790,892
営業費用				
受託者報酬		3,887		3,247
委託者報酬		144,187		120,622
その他費用		894		746
営業費用合計		148,968		124,615
営業利益又は営業損失（ ）		3,172,798		8,915,507
経常利益又は経常損失（ ）		3,172,798		8,915,507
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,172,798		8,915,507
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6		40,285
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,395,832		4,956,259
剰余金増加額又は欠損金減少額		244,883		53,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		53,968
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		244,883		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		144		1,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		144		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,940
分配金		1,857,116		1,888,612
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,956,259		4,755,547

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	20,079,411円	21,075,102円
期中追加設定元本額	996,703円	703,759円
期中一部解約元本額	1,012円	852,485円

2.	特定期間末日における受益権の総数	21,075,102口	20,926,376口
3.	2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,755,547円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>（自平成26年12月23日 至平成27年1月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（155,861円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,100,437円）及び分配準備積立金（888,177円）より分配対象額は5,144,475円（1万口当たり2,561.26円）であり、うち140,599円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年6月23日 至平成27年7月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（146,701円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,400,074円）及び分配準備積立金（1,391,404円）より分配対象額は4,938,179円（1万口当たり2,333.55円）であり、うち148,131円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p>

（自平成27年1月21日 至平成27年2月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（151,169円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,101,107円）及び分配準備積立金（903,393円）より分配対象額は5,155,669円（1万口当たり2,566.17円）であり、うち140,636円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（自平成27年2月21日 至平成27年3月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（135,939円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,178,734円）及び分配準備積立金（913,926円）より分配対象額は4,228,599円（1万口当たり2,104.11円）であり、うち140,678円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（自平成27年7月22日 至平成27年8月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（142,843円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,422,539円）及び分配準備積立金（1,389,974円）より分配対象額は4,955,356円（1万口当たり2,330.79円）であり、うち148,822円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（自平成27年8月21日 至平成27年9月24日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（136,607円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,440,809円）及び分配準備積立金（1,380,631円）より分配対象額は4,958,047円（1万口当たり2,324.85円）であり、うち149,284円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

(自平成27年3月21日 至平成27年4月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(154,548円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,102,812円)及び分配準備積立金(909,187円)より分配対象額は5,166,547円(1万口当たり2,570.00円)であり、うち140,723円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

(自平成27年4月21日 至平成27年5月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(160,253円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(467,800円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,322,490円)及び分配準備積立金(923,012円)より分配対象額は5,873,555円(1万口当たり2,797.78円)であり、うち146,955円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

(自平成27年9月25日 至平成27年10月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(124,320円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,357,316円)及び分配準備積立金(1,367,954円)より分配対象額は5,849,590円(1万口当たり2,725.93円)であり、うち150,213円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

(自平成27年10月21日 至平成27年11月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(108,648円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,373,751円)及び分配準備積立金(1,293,749円)より分配対象額は4,776,148円(1万口当たり2,294.98円)であり、うち145,678円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

	<p>(自平成27年5月21日 至平成27年6月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(134,819円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,564,855円)及び分配準備積立金(1,404,110円)より分配対象額は5,103,784円(1万口当たり2,421.71円)であり、うち147,525円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年11月21日 至平成27年12月21日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(112,742円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,400,770円)及び分配準備積立金(1,255,316円)より分配対象額は4,768,828円(1万口当たり2,278.86円)であり、うち146,484円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>
--	--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	779,501	2,159,841
親投資信託受益証券	6	0
合計	779,507	2,159,841

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2352円 (12,352円)	0.7727円 (7,727円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG ZAR	193,177.840	16,033,374	
投資信託受益証券 合計			16,033,374	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	56,660	56,801	
親投資信託受益証券 合計			56,801	
合計			16,090,175	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド(南アフリカランドクラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（南アフリカランドクラス）」の状況
前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況
前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月23日から平成27年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	243,712	107,480
投資信託受益証券	27,168,202	13,805,640
親投資信託受益証券	40,668	40,672
未収入金	99,999	119,999
流動資産合計	27,552,581	14,073,791
資産合計	27,552,581	14,073,791
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	175,781	137,688
未払受託者報酬	856	411
未払委託者報酬	31,758	15,310
その他未払費用	2,802	629
流動負債合計	211,197	154,038
負債合計	211,197	154,038
純資産の部		
元本等		
元本	1 21,972,739	1 17,211,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 5,368,645	2 3,291,306
（分配準備積立金）	927,753	584,422
元本等合計	27,341,384	13,919,753
純資産合計	27,341,384	13,919,753
負債純資産合計	27,552,581	14,073,791

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		3,038,693		885,521
受取利息		297		41
有価証券売買等損益		7,815,612		8,208,079
営業収益合計		10,854,602		7,322,517
営業費用				
受託者報酬		11,448		2,782
委託者報酬		421,306		103,247
その他費用		2,802		629
営業費用合計		435,556		106,658
営業利益又は営業損失()		10,419,046		7,429,175
経常利益又は経常損失()		10,419,046		7,429,175
当期純利益又は当期純損失()		10,419,046		7,429,175
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,259,182		625,627
期首剰余金又は期首欠損金()		11,474,420		5,368,645
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,576,583		126,698
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,576,583		126,698
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,064,325		1,136,769
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,064,325		1,136,769
分配金		1 2,777,897		1 846,332
期末剰余金又は期末欠損金()		5,368,645		3,291,306

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	69,179,216円	21,972,739円
期中追加設定元本額	6,079,374円	980,899円
期中一部解約元本額	53,285,851円	5,742,579円

2.	特定期間末日における受益権の総数	21,972,739口	17,211,059口
3.	2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,291,306円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>（自平成26年12月23日 至平成27年1月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（604,489円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（22,846,612円）及び分配準備積立金（470,293円）より分配対象額は23,921,394円（1万口当たり3,457.23円）であり、うち553,539円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年6月23日 至平成27年7月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（143,463円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,657,206円）及び分配準備積立金（717,235円）より分配対象額は6,517,904円（1万口当たり3,834.19円）であり、うち135,995円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>

(自平成27年1月21日 至平成27年2月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(504,466円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(22,832,297円)及び分配準備積立金(520,817円)より分配対象額は23,857,580円(1万口当たり3,450.18円)であり、うち553,189円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成27年2月21日 至平成27年3月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(525,230円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(22,836,728円)及び分配準備積立金(472,094円)より分配対象額は23,834,052円(1万口当たり3,446.13円)であり、うち553,295円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成27年7月22日 至平成27年8月20日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(142,032円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,978,820円)及び分配準備積立金(724,703円)より分配対象額は6,845,555円(1万口当たり3,833.74円)であり、うち142,848円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成27年8月21日 至平成27年9月24日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(129,405円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,987,952円)及び分配準備積立金(723,887円)より分配対象額は6,841,244円(1万口当たり3,826.11円)であり、うち143,043円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

（自平成27年3月21日 至平成27年4月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（582,490円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（798,267円）、投資信託約款に規定される収益調整金（23,910,604円）及び分配準備積立金（444,029円）より分配対象額は25,735,390円（1万口当たり3,560.37円）であり、うち578,263円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（自平成27年4月21日 至平成27年5月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（355,629円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,233,732円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,098,226円）及び分配準備積立金（747,347円）より分配対象額は17,434,934円（1万口当たり3,833.64円）であり、うち363,830円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（自平成27年9月25日 至平成27年10月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（116,149円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,998,520円）及び分配準備積立金（710,249円）より分配対象額は6,824,918円（1万口当たり3,810.97円）であり、うち143,269円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（自平成27年10月21日 至平成27年11月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（106,716円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,008,779円）及び分配準備積立金（683,129円）より分配対象額は6,798,624円（1万口当たり3,790.46円）であり、うち143,489円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

	<p>（自平成27年5月21日 至平成27年6月22日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（167,435円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,311,622円）及び分配準備積立金（936,099円）より分配対象額は8,415,156円（1万口当たり3,829.82円）であり、うち175,781円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年11月21日 至平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（102,852円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,766,838円）及び分配準備積立金（619,258円）より分配対象額は6,488,948円（1万口当たり3,770.22円）であり、うち137,688円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>
--	--	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成27年12月21日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	754,934	1,364,599
親投資信託受益証券	5	0
合計	754,939	1,364,599

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期
自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2443円 (12,443円)	0.8088円 (8,088円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG CMC	159,728.340	13,805,640	
投資信託受益証券 合計			13,805,640	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	40,571	40,672	
親投資信託受益証券 合計			40,672	
合計			13,846,312	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（資源国通貨クラス）」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月23日から平成27年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりません。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)香港ドルコース

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,926,502	9,441,437
投資信託受益証券	275,390,534	130,762,208
親投資信託受益証券	239,249	239,273
未収入金	-	199,999
流動資産合計	278,556,285	140,642,917
資産合計	278,556,285	140,642,917
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	283,697	171,178
未払解約金	-	8,597,455
未払受託者報酬	7,140	4,732
未払委託者報酬	262,413	173,735
その他未払費用	5,788	8,780
流動負債合計	559,038	8,955,880
負債合計	559,038	8,955,880
純資産の部		
元本等		
元本	1 141,848,913	1 85,589,167
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	136,148,334	46,097,870
(分配準備積立金)	6,472,164	4,228,009
元本等合計	277,997,247	131,687,037
純資産合計	277,997,247	131,687,037
負債純資産合計	278,556,285	140,642,917

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		1,974,026		3,506,470
受取利息		2,335		1,010
有価証券売買等損益		12,060,605		58,534,773
営業収益合計		14,036,966		55,027,293
営業費用				
受託者報酬		23,447		35,425
委託者報酬		861,690		1,300,526
その他費用		5,788		8,780
営業費用合計		890,925		1,344,731
営業利益又は営業損失（ ）		13,146,041		56,372,024
経常利益又は経常損失（ ）		13,146,041		56,372,024
当期純利益又は当期純損失（ ）		13,146,041		56,372,024
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,512,182		4,302,094
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		53,475,764		136,148,334
剰余金増加額又は欠損金減少額		169,597,544		5,388,832
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		169,597,544		5,388,832
剰余金減少額又は欠損金増加額		92,580,213		41,861,892
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		92,580,213		41,861,892
分配金		1,978,620		1,1507,474
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		136,148,334		46,097,870

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	77,978,608円	141,848,913円
期中追加設定元本額	177,162,170円	5,916,044円
期中一部解約元本額	113,291,865円	62,175,790円

2.	特定期間末日における受益 権の総数	141,848,913口	85,589,167口
----	----------------------	--------------	-------------

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>（自平成26年12月23日 至平成27年1月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（343,519円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,165,775円）、投資信託約款に規定される収益調整金（54,203,601円）及び分配準備積立金（130,026円）より分配対象額は56,842,921円（1万口当たり7,235.22円）であり、うち157,128円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年6月23日 至平成27年7月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（371,754円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（125,014,645円）及び分配準備積立金（6,213,058円）より分配対象額は131,599,457円（1万口当たり9,311.70円）であり、うち282,653円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>

(自平成27年1月21日 至平成27年2月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(295,188円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,105,553円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,070,253円)及び分配準備積立金(1,546,039円)より分配対象額は53,017,033円(1万口当たり7,819.60円)であり、うち135,600円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年2月21日 至平成27年3月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(126,502円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(37,792,434円)及び分配準備積立金(3,186,175円)より分配対象額は41,105,111円(1万口当たり7,813.56円)であり、うち105,214円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年7月22日 至平成27年8月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(375,287円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(108,536,850円)及び分配準備積立金(6,124,344円)より分配対象額は115,036,481円(1万口当たり8,351.74円)であり、うち275,478円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年8月21日 至平成27年9月24日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(365,551円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(109,229,336円)及び分配準備積立金(6,068,589円)より分配対象額は115,663,476円(1万口当たり8,610.09円)であり、うち268,669円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年3月21日 至平成27年4月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(137,004円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,046,398円)、投資信託約款に規定される収益調整金(55,752,952円)及び分配準備積立金(1,734,498円)より分配対象額は62,670,852円(1万口当たり9,636.47円)であり、うち130,070円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年4月21日 至平成27年5月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(318,130円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,115,660円)、投資信託約款に規定される収益調整金(75,321,045円)及び分配準備積立金(5,571,824円)より分配対象額は82,326,659円(1万口当たり9,864.71円)であり、うち166,911円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年9月25日 至平成27年10月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(554,645円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(124,052,845円)及び分配準備積立金(5,934,949円)より分配対象額は130,542,439円(1万口当たり10,092.66円)であり、うち258,687円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自平成27年10月21日 至平成27年11月20日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(332,804円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(119,506,610円)及び分配準備積立金(6,039,658円)より分配対象額は125,879,072円(1万口当たり10,037.81円)であり、うち250,809円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

	<p>(自平成27年5月21日 至平成27年6月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(216,132円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(129,676,170円)及び分配準備積立金(6,539,729円)より分配対象額は136,432,031円(1万口当たり9,618.12円)であり、うち283,697円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年11月21日 至平成27年12月21日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(222,079円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(74,701,972円)及び分配準備積立金(4,177,108円)より分配対象額は79,101,159円(1万口当たり9,241.96円)であり、うち171,178円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
--	--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。</p> <p>なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	6,420,402	7,384,201
親投資信託受益証券	12	0
合計	6,420,414	7,384,201

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9598円 (19,598円)	1.5386円 (15,386円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG HKD	852,665.400	130,762,208	
投資信託受益証券 合計			130,762,208	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	238,677	239,273	
親投資信託受益証券 合計			239,273	
合計			131,001,481	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（香港ドルクラス）」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

【香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月23日から平成27年12月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	355,156	46,291
投資信託受益証券	34,039,080	5,880,463
親投資信託受益証券	50,432	10,433
流動資産合計	34,444,668	5,937,187
資産合計	34,444,668	5,937,187
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	55,674	12,087
未払受託者報酬	1,068	155
未払委託者報酬	39,510	6,111
その他未払費用	948	762
流動負債合計	97,200	19,115
負債合計	97,200	19,115
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 27,837,430	¹ 6,043,850
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 6,510,038	² 125,778
（分配準備積立金）	1,537,047	321,034
元本等合計	34,347,468	5,918,072
純資産合計	34,347,468	5,918,072
負債純資産合計	34,444,668	5,937,187

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年12月23日 平成27年6月22日	自 至	当 期 平成27年6月23日 平成27年12月21日
営業収益				
受取配当金		329,104		318,701
受取利息		141		143
有価証券売買等損益		1,915,972		5,557,317
営業収益合計		2,245,217		5,238,473
営業費用				
受託者報酬		4,023		3,369
委託者報酬		149,442		125,313
その他費用		948		762
営業費用合計		154,413		129,444
営業利益又は営業損失（ ）		2,090,804		5,367,917
経常利益又は経常損失（ ）		2,090,804		5,367,917
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,090,804		5,367,917
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		481,945		53,080
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,628,354		6,510,038
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,994,523		4,251
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,994,523		4,251
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,455,191		1,005,575
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,455,191		1,005,575
分配金		1,266,507		1,213,495
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		6,510,038		125,778

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年6月23日	至 平成27年12月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成27年6月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成27年6月22日としており、平成27年12月20日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年6月22日現在	平成27年12月21日現在
1. 1 期首元本額	15,892,685円	27,837,430円
期中追加設定元本額	22,703,328円	41,881円
期中一部解約元本額	10,758,583円	21,835,461円

2.	特定期間末日における受益権の総数	27,837,430口	6,043,850口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は125,778円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成26年12月23日 至 平成27年6月22日	自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1 分配金の計算過程	<p>(自平成26年12月23日 至平成27年1月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(44,594円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,726,893円)及び分配準備積立金(428,887円)より分配対象額は4,200,374円(1万口当たり2,612.71円)であり、うち32,153円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年6月23日 至平成27年7月21日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(41,255円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,209,107円)及び分配準備積立金(1,537,047円)より分配対象額は8,787,409円(1万口当たり3,155.86円)であり、うち55,689円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

（自平成27年1月21日 至平成27年2月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（42,569円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（27,678円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,729,644円）及び分配準備積立金（441,328円）より分配対象額は4,241,219円（1万口当たり2,636.38円）であり、うち32,174円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年2月21日 至平成27年3月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,689円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,784,632円）及び分配準備積立金（479,401円）より分配対象額は4,291,722円（1万口当たり2,633.37円）であり、うち32,594円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年7月22日 至平成27年8月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（41,489円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,697,771円）及び分配準備積立金（1,414,143円）より分配対象額は8,153,403円（1万口当たり3,151.90円）であり、うち51,736円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年8月21日 至平成27年9月24日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,184円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,700,432円）及び分配準備積立金（1,403,896円）より分配対象額は8,142,512円（1万口当たり3,146.66円）であり、うち51,753円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年3月21日 至平成27年4月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,817円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,460,376円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,742,323円）及び分配準備積立金（374,948円）より分配対象額は8,616,464円（1万口当たり3,175.55円）であり、うち54,267円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年4月21日 至平成27年5月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（38,551円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,593,348円）及び分配準備積立金（1,819,874円）より分配対象額は9,451,773円（1万口当たり3,169.30円）であり、うち59,645円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年9月25日 至平成27年10月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（40,675円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,903,039円）及び分配準備積立金（809,535円）より分配対象額は4,753,249円（1万口当たり3,153.68円）であり、うち30,144円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成27年10月21日 至平成27年11月20日）
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,914円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,565,074円）及び分配準備積立金（328,610円）より分配対象額は1,900,598円（1万口当たり3,145.11円）であり、うち12,086円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	<p>（自平成27年5月21日 至平成27年6月22日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,666円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,206,810円）及び分配準備積立金（1,560,055円）より分配対象額は8,799,531円（1万口当たり3,161.04円）であり、うち55,674円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年11月21日 至平成27年12月21日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,683円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,565,331円）及び分配準備積立金（323,438円）より分配対象額は1,898,452円（1万口当たり3,141.13円）であり、うち12,087円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
--	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成27年12月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	963,364	266,983
親投資信託受益証券	1	0
合計	963,365	266,983

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月21日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年6月22日現在	当 期 平成27年12月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2339円 (12,339円)	0,9792円 (9,792円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	HONG KONG HANG SENG JPY	59,341.680	5,880,463	
投資信託受益証券 合計			5,880,463	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	10,407	10,433	
親投資信託受益証券 合計			10,433	
合計			5,890,896	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - 香港ハンセン指数ファンド（日本円クラス）」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

【純資産額計算書】

平成27年12月30日

資産総額	154,757,566円
負債総額	45,549円
純資産総額（ - ）	154,712,017円
発行済数量	244,559,942口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6326円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	1,121,423円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	1,121,423円
発行済数量	1,118,670口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0025円

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	32,972,473円
負債総額	9,880円
純資産総額（ - ）	32,962,593円
発行済数量	33,124,661口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9951円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	16,118,403円
負債総額	4,877円
純資産総額（ - ）	16,113,526円
発行済数量	21,084,782口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7642円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	14,033,463円
負債総額	4,195円
純資産総額（ - ）	14,029,268円
発行済数量	17,242,241口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8137円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	123,620,105円
負債総額	38,206円
純資産総額（ - ）	123,581,899円

発行済数量	80,245,736口
1単位当たり純資産額(/)	1.5400円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)日本円コース

純資産額計算書

平成27年12月30日

資産総額	5,970,427円
負債総額	1,795円
純資産総額(-)	5,968,632円
発行済数量	6,044,714口
1単位当たり純資産額(/)	0.9874円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「香港ハンセン指数ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	31	154,128
追加型株式投資信託	603	11,974,562
株式投資信託 合計	634	12,128,690
単位型公社債投資信託	3	29,316
追加型公社債投資信託	17	3,006,014
公社債投資信託 合計	20	3,035,330
総合計	654	15,164,021

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1	255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産	15,077		12,979
投資有価証券	8,338		6,667
関係会社株式	5,141		5,129
出資金	129		124
長期差入保証金	997		996
投資不動産	1	398	1
その他		74	
貸倒引当金		3	
固定資産計		18,320	
資産合計		57,727	
			63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

（単位：百万円）

当中間会計期間
（平成27年9月30日）

負債の部

流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	161	55	106
(2) その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 S M B C フレンド証券株式会社

資本金の額 27,270百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コースの平成27年6月23日から平成27年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コースの平成27年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。